



# 新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成30年8月

ブリッジインターナショナル株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式365,603千円（見込額）の募集及び株式209,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式95,722千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年8月29日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ブリッジインターナショナル株式会社

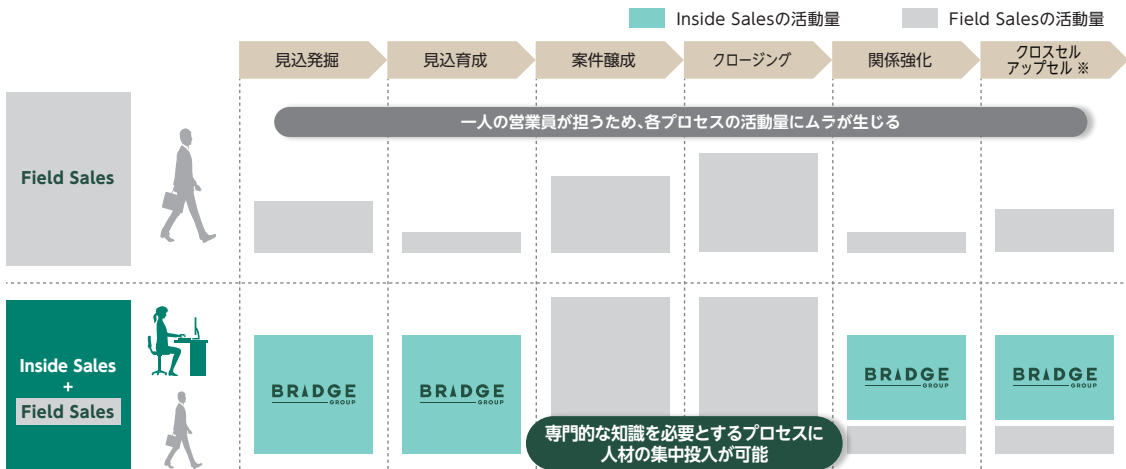
東京都世田谷区若林一丁目18番10号みかみビル

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1 事業の内容

当社は、平成14年の設立以来、一貫して、BtoB企業（法人を対象に商品、サービス提供する企業）に対して「インサイドセールス」（顧客には訪問せず電話やメールを活用して営業活動を行う手法）の導入による法人営業改革の支援を実施しております。日本企業の法人営業活動は、見込客の発掘、育成から案件醸成（提案書の作成、プレゼンテーション）、成約（クロージング）活動を一人の営業担当者が属人的に全て行っている場合が多いのが実状です。そのような手法では、どこかのプロセスでボトルネックを起こし、継続的な受注獲得が困難になります。当社は、この問題点に着目し、営業プロセス毎に従来の訪問型営業担当者（Field Sales）と顧客には訪問せずに電話やメールなどで営業活動をするインサイドセールス担当者（Inside Sales）とで分業を行い、Field Salesが案件醸成、クロージングプロセスに専念できる効率的で機動的な営業活動を提案し、営業改革を実現するサービスを展開しています。顧客企業は、インサイドセールスを導入することにより営業活動の生産性を向上させ、働き方改革の実現に取り組むことが可能となります。

### （インサイドセールス概要・導入のイメージ）






※クロスセル: 関連商品・サービスの購入を顧客に促すこと  
アップセル: より高価な上位である商品・サービスの購入を顧客に促すこと

近年、日本においても就労人口の減少や雇用の流動化などの労働環境の変化により、従来の属人的な営業手法では、将来に亘って優秀な人材を確保しながら継続的に成長することが困難である、という危機感を持ち、インサイドセールスを導入する日本企業が増加傾向にあります。当社はそうした企業に対し、インサイドセールスに関わる一連のソリューションサービスを総合的に提供しております。当社はインサイドセールス事業の単一セグメントであります。サービス内容は次の3つに区分されます。

1つ目は、インサイドセールス導入やマーケティングオートメーション（以下「MA」）（注1）導入のコンサルティングなどの「しくみの提供」です。2つ目は、インサイドセールスの活動及びMAの運用を実行する「リソースの提供」です。3つ目は、人工知能（AI）を中心とする最新デジタルテクノロジーを活用した様々なITソリューションである「道具の提供」です。

## (当社のサービス領域)

主要なサービスの一覧は、以下のとおりであります。

企業部門	マーケティング部門		セールス部門			
	見込客発掘 Lead Generation	見込客育成 Lead Nurturing	見込客発掘 Opportunity Creation	案件醸成 Opportunity Nurturing	提案活動 Proposal Activities	成約 Closing
当社事業部門	 <b>しくみの提供：インサイドセールスコンサルティングサービス</b>					
	・ マーケティングオートメーション（以下、MA）導入に関わるコンサルティング		・ クライアントのニーズ・現状に合わせた、営業生産性を最大化するための営業戦略立案、インサイドセールス導入モデルのデザインから業務設計 ・ インサイドセールスの研修やアセスメントの実施			
	 <b>リソースの提供：インサイドセールスアウトソーシングサービス</b>					
・ MAツール運用の業務受託		・ インサイドセールスによる営業活動の業務受託 - セールス拠点：3事業所（松山、徳島、福岡）と沼津・大阪サテライトオフィス				
 <b>道具の提供：システムソリューションサービス</b>						
・ クラウドシステム（MAツール）の構築および提供		・ インサイドセールスクラウド型ソリューション「Funnel Navigator」、AI活動支援サービス「SAIN」の提供 ・ セールスフォースライセンスの提供（セールスフォース再販パートナー）				

### ① 「しくみの提供」：インサイドセールスコンサルティングサービス

「しくみの提供」であるコンサルティングサービスは、顧客企業の営業生産性を最大化するための営業戦略立案、インサイドセールス導入モデルのデザインから業務設計を行っております。

#### 1. インサイドセールス・コンサルティング

顧客毎にカスタマイズしたインサイドセールス導入モデルのデザイン～業務設計を行います。インサイドセールス活用の目的と成果目標、営業体制などの社内要因、そして対象市場と商材のポジションなど複数の観点からセールスモデルを構築するサービスです。

#### 2. インサイドセールス・アセスメント/研修

既存のインサイドセールス部門のアセスメント（評価）を実施し、改善が必要な事項を整理します。またインサイドセールスの初歩的研修からアセスメント結果による改善研修、インサイドセールスを運用管理する立場の方に向けた研修に至るまで、レベルと役割に応じた研修を実施するサービスです。

#### 3. MAコンサルティング

MAを運営するために必要な事前準備と、全体計画の設計、業務手順策定などを行います。マーケティング部門がリード（見込客）を育成するプロセスを効率化させるだけでなく、営業部門がフォローし、成約に結びつけられる仕組みづくりを考慮した、MAの最適な全体設計を支援するコンサルティングサービスです。

### ② 「リソースの提供」：インサイドセールスアウトソーシングサービス

#### 1. インサイドセールスアウトソーシングサービス

インサイドセールスの期待成果を実現するために、当社の正社員が顧客企業のインサイドセールスとして、営業活動を実施するサービスです。電話やメールなどの非対面チャネルを通じてお客様とコミュニケーションを行うインサイドセールスは、相手の反応を非視覚的情報のみで理解する必要があり、訪問営業とは違った能力が要求されます。当社のインサイドセールスアウトソーシングサービスは、主に傾聴や共感など特有のスキル教育を受けた正社員でサービス実行するため、短期間で質の高いインサイドセールス活動を実現することができます。

同アウトソーシングサービスの役割は次の2つに区分されます。

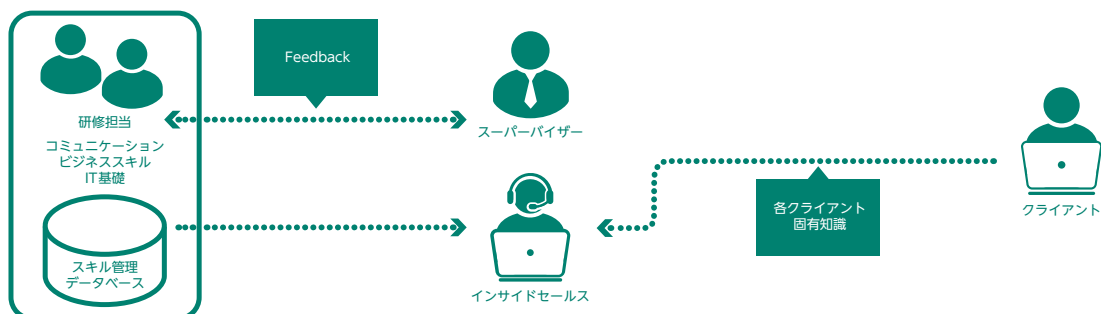
##### ・スーパーバイザー（SV）

活動計画に基づき、インサイドセールス活動の管理、個別の活動や案件に対するアクションの指示、目標達成に向けた改善指導・スキルアップ指示など、インサイドセールスのパフォーマンスを最大限に引き出し、伸ばしていくための管理改善を行います。

##### ・インサイドセールス（ISR）

定められたKPI（注2）に応じて、電話やメールを通じて顧客と接触します。SVと相談しながら、日々の活動計画を立て、日次レベルでKPI達成を目指した活動を行います。

## (インサイドセールスアウトソーシングサービス体制図)



## 2. MAアウトソーシングサービス

MAを導入したくても人手が足りない、あるいは、導入したが人手が足りなくなった、という企業に対し、当該運用業務をアウトソーシングサービスで提供しています。

### ・MA伴走支援コンサルティング

システムを導入して終わりではなく、改善をつづけていくMAの運用をお客様とともに伴走型でより効果的な運用を支援するサービスです。効果的なリード創出に向けて、リードのライフサイクルステージの状況を把握し、課題を整理し、解決策立案を行います。

### ・MA運用支援サポート(リモートサポート)

定期的な業務や、簡易な設定などについて、業務範囲、頻度、作業量の相談に応じるサービスです。

## ③「道具の提供」：システムソリューションサービス

主に企業の営業・マーケティング部門で活用される、SFA(注3)、CRM(注4)、MA分野のクラウドシステム構築サービスを提供しています。また、インサイドセールス領域のプロセスと従来の訪問型の営業プロセス、マーケティング領域プロセスをつなげる「道具」として特化した自社製品、クラウドシステムとクラウドツールやSalesforceCRM(注5)に適用する業務テンプレートを提供しています。当社は株式会社セールスフォース・ドットコムとの販売委託契約により、クラウド型プラットフォームの基盤「Force.com」を中心とした「Salesforce」ライセンスを再販することができます。また、当社が提供しているクラウドシステムである「Funnel Navigator」は株式会社セールスフォース・ドットコムとのOEM(注6)パートナー契約のもとで提供を行っております。

### 1. MA実装支援サービス

MAの実装支援を行います。当社では顧客企業の要望にそって最適なMAツール実装の支援を行っております。自社製品については以下のとおりです。

#### ・Lead Navi(リードナビ)

SalesforceCRMアドオンツール(「Salesforce」上のアプリケーション共有サービスである「AppExchange」において利用が可能なクラウドツール)です。

「Lead Navi」は、そのリードが獲得された経緯、その後配信したメールの開封率、Webサイトの閲覧状況、展示会やセミナーへの参加状況を通じて収集されたプロフィール情報から相手の状況を仮説立て、適切なタイミングで、適切な内容のコミュニケーションを支援するMAツールです。

#### ・SCOBLE(スコブル)

見込客の現在価値を可視化するSalesforceCRMアドオンツールです。

すべての見込客に対し、同じ営業活動を実施することは、時間を要する反面、効果も薄く、決して効率的であるとは言えません。「SCOBLE」は、Salesforceに登録された見込客の属性や行動に応じて、あらかじめ条件設定した上でスコアを付与し、見込客のポテンシャル、現在価値を可視化することで、効果的で効率的な次のアクションへの計画立案をサポートします。

#### ・AshiAto(アシアト)

Webサイトの閲覧行動を可視化するSalesforceCRMのアドオンツールです。

SalesforceCRMを導入している企業のWebサイトにこのAshiAtoを導入すると、顧客および見込客が問い合わせに至るまでの経緯、「いつサイトに来訪し、どのページをみたか」をリアルタイムで把握・管理することが可能になります。

## 2. CRM/SFA実装支援サービス

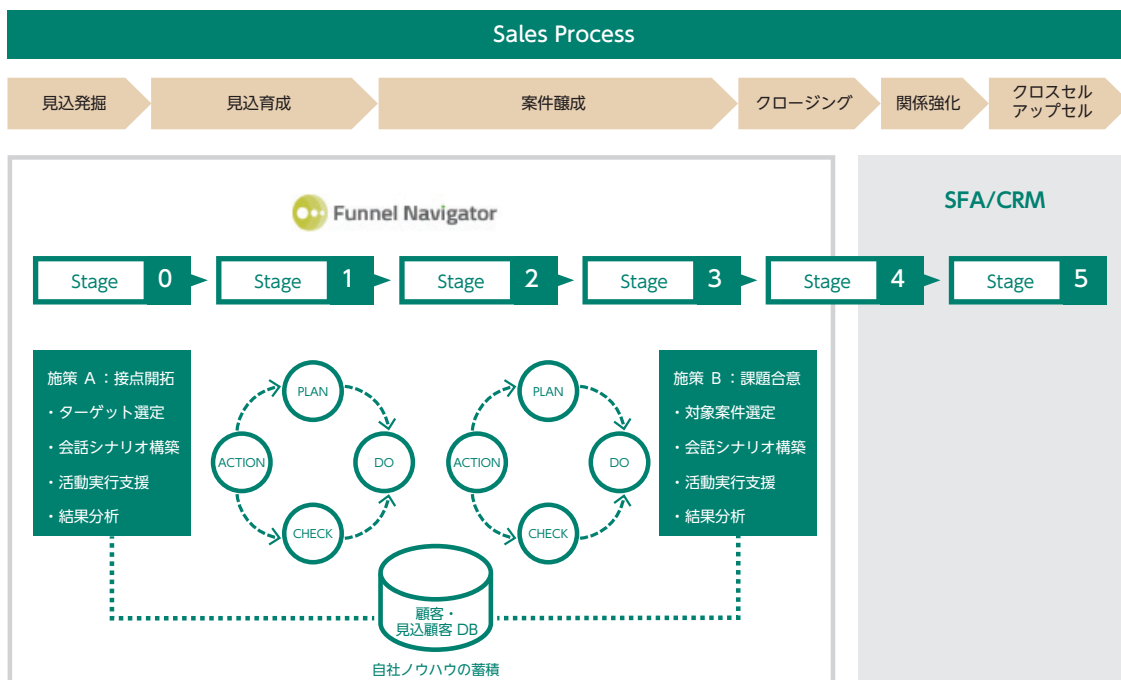
小さい初期投資と短い構築期間を実現するクラウドプラットフォーム(注7)上のシステム構築サービスを提供しています。構築時にはプロトタイプを提示しながら組上げるため、無駄な修正作業を回避できることも特徴の一つです。また構築後も、既存システムに行動を制限されることなく、状況に応じてシステムを柔軟に修正する保守サービスを提供しています。

## 3. 営業活動支援ツール

これまでのインサイドセールス事業の実績を活かして開発した、営業現場で有効活用できるクラウドサービスを提供しています。

- ・インサイドセールスのトータル業務支援システム「Funnel Navigator(ファネルナビゲーター)」  
Funnel Navigatorは、インサイドセールス業務を支援するクラウドシステムです。Funnel Navigatorには、インサイドセールス実行に必要な機能が予め実装されているため、容易にインサイドセールスに取り組むことが可能となります。

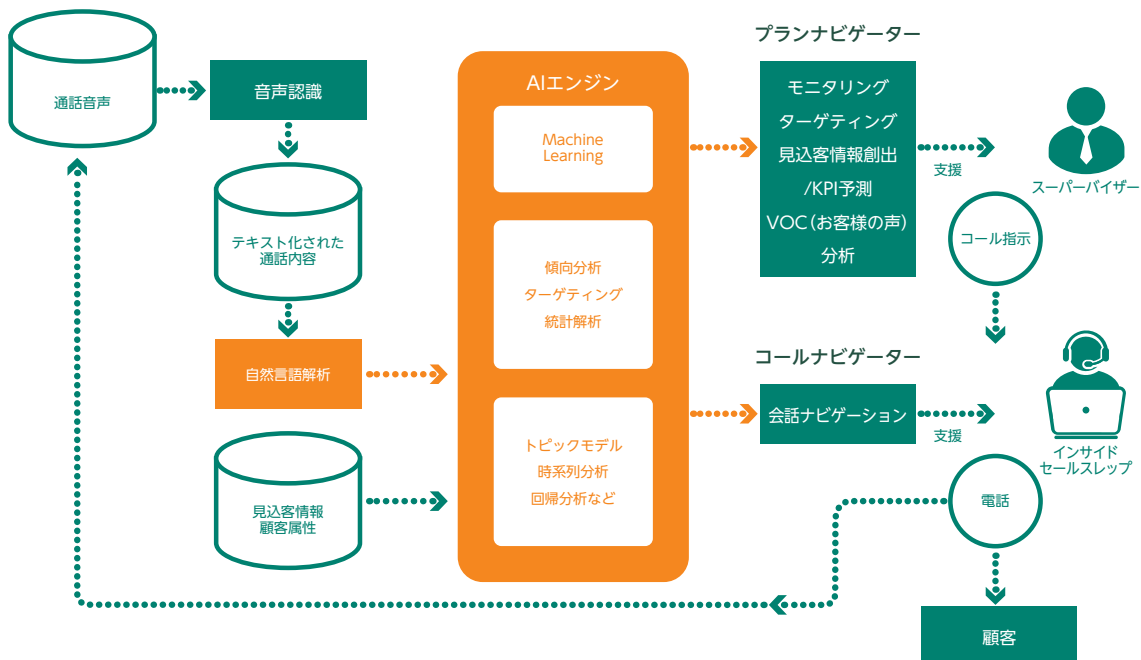
### (Funnel Navigator導入イメージ図)



### ・インサイドセールス営業支援AI「SAINJ」

マーケティングと営業に関わるビジネス・コミュニケーションの自動化・効率化を支援するAIを活用したクラウドサービスです。インサイドセールスと顧客の会話の音声データをテキスト化し、その後自然言語処理などを実施、AIエンジンに読み込ませ、案件発掘・醸成に有効な会話をAIが学習することで、顧客の状況に応じてどのような会話を展開するべきかをナビゲートする機能が搭載されています。このナビゲート情報はインサイドセールス担当者を指導していくための情報提供にも活用することが可能であり、インサイドセールスの有効な会話(コール)の実現を支援します。また案件発掘・醸成成功事例について、当該顧客の属性情報や使用システム環境などのプロフィール情報をAIに学習させることで、どのような顧客層をターゲットすれば商談成立の可能性が高いかのナビゲートを行うことも可能となります。

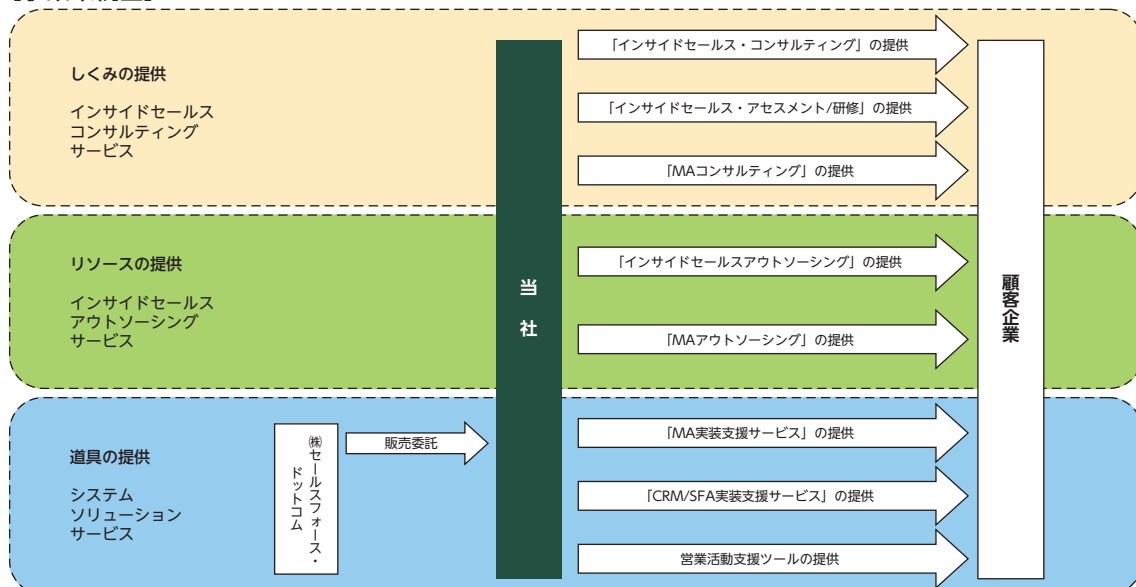
## (SAIN導入イメージ図)



### ※用語解説

- (注1) MA (Marketing Automation) とは、企業のマーケティング業務を効率化するために、ウェブサイトの訪問者分析、リードスコアリング(商談に進む可能性が高い見込客を抽出する機能)、リードナーチャリング(見込客に対して興味を高め、自社の優位性をアピールする活動)、キャンペーン管理等の機能をもった情報システムを指します。
- (注2) KPI (Key Performance Indicator) とは、企業目標の達成度を評価するための主要業績評価指標を指します。
- (注3) SFA (Sales Force Automation) とは、企業で営業活動を支援して効率化させるために使用される情報システムを指します。
- (注4) CRM (Customer Relationship Management) とは、企業内でその顧客の属性やコンタクト履歴を記録・管理することにより、それぞれの顧客に応じた対応を可能にし、顧客満足度を向上させる取り組みを行うための情報システムを指します。
- (注5) Salesforce CRM とは、株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するクラウド型CRM(顧客管理)システムを指します。当社は当社独自のソリューションと組み合わせてSalesforceを活用したSaaS(インターネット経由のソフトウェア)アプリケーションを販売するVAR (Salesforceライセンス販売代理店) です。
- (注6) OEM (Original Equipment Manufacturer) とは、納入先商標による受託製造を指します。
- (注7) クラウドプラットフォームとは、ネットワーク、サーバー、ストレージ、アプリケーションサービスなどの構成可能なコンピューティングリソースがインターネットを通じて、便利かつオンデマンドで提供されるシステム基盤を指します。

## [事業系統図]





## 2 業績等の推移

### ▶ 提出会社の経営指標等

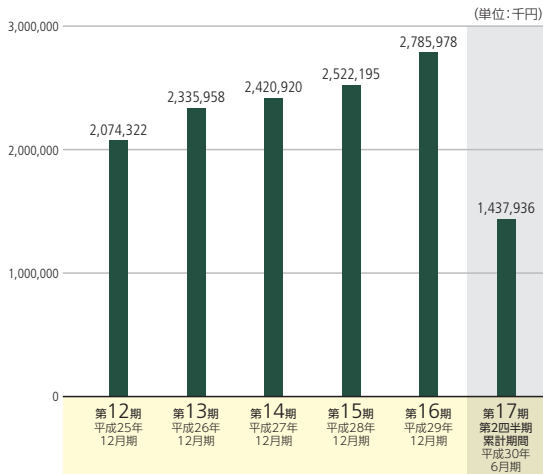
(単位:千円)

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第2四半期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年6月
売上高	2,074,322	2,335,958	2,420,920	2,522,195	2,785,978	1,437,936
経常利益	199,987	288,449	173,083	228,353	297,127	167,672
当期(四半期)純利益	112,647	100,607	100,393	138,487	196,904	111,872
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	263,150	263,150	263,150	263,150	263,150	263,150
発行済株式総数 (株)	14,547	14,547	14,547	14,547	1,454,700	1,454,700
純資産額	584,413	686,082	786,406	925,643	1,122,333	1,233,789
総資産額	1,265,669	1,313,884	1,353,455	1,469,375	1,688,248	1,740,048
1株当たり純資産額 (円)	40,174.12	47,163.17	54,059.67	636.31	771.52	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	7,743.69	6,916.04	6,901.29	95.20	135.36	76.90
潜在調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.3	52.2	58.1	63.0	66.5	70.9
自己資本利益率 (%)	21.3	15.8	13.6	16.2	19.2	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	268,291	209,141	125,097
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△37,530	△125,490	△100,009
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△88,333	2,218	△39,998
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	705,982	791,851	776,941
従業員数 (人)	319	361	392	388	395	—
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(5)	(3)	(9)	(29)	(—)

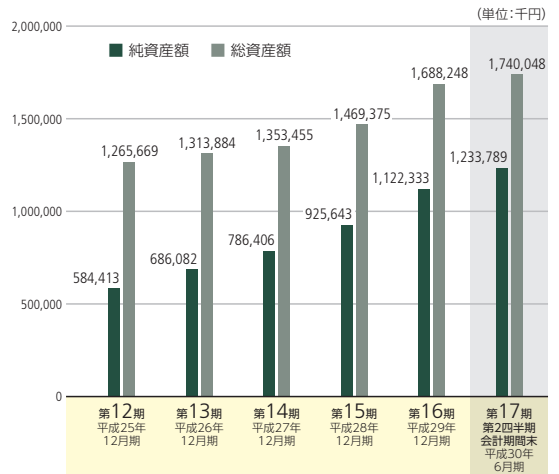
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。  
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。  
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。  
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。  
7. 第12期、第13期及び第14期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。  
8. 第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第12期、第13期及び第14期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。  
また、第17期第2四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。  
9. 平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。  
10. 当社は、平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。  
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」の作成上の留意点について「(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	401.74	471.63	540.60	636.31	771.52
1株当たり当期純利益金額 (円)	77.44	69.16	69.01	95.20	135.36
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

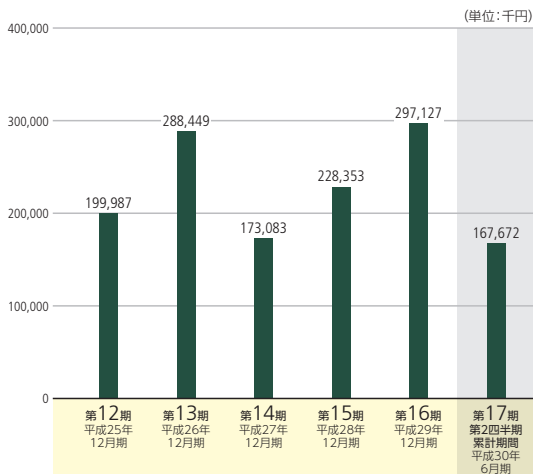
### ▶ 売上高



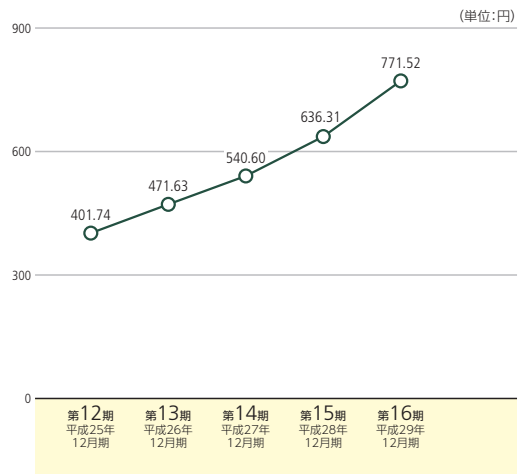
### ▶ 純資産額／総資産額



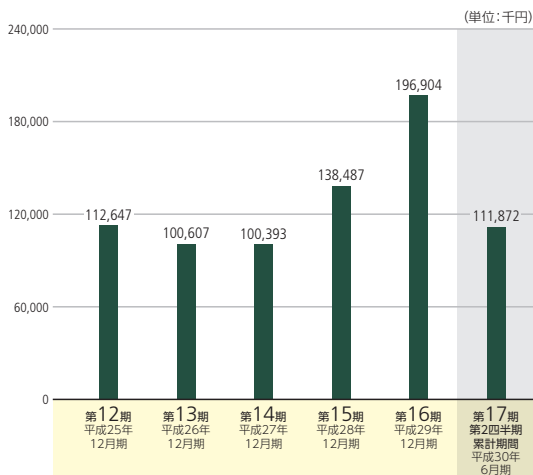
### ▶ 経常利益



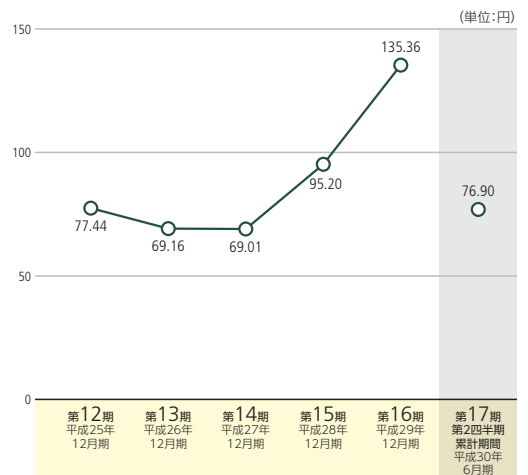
### ▶ 1株当たり純資産額



### ▶ 当期(四半期)純利益



### ▶ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

# 目次

頁

## 表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	13
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	22
4. 事業等のリスク	24
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	26
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	38
4. 株価の推移	38
5. 役員の状況	39
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	42

第5	経理の状況	49
1.	財務諸表等	50
(1)	財務諸表	50
(2)	主な資産及び負債の内容	83
(3)	その他	84
第6	提出会社の株式事務の概要	85
第7	提出会社の参考情報	86
1.	提出会社の親会社等の情報	86
2.	その他の参考情報	86
第四部	株式公開情報	87
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	87
第2	第三者割当等の概況	87
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	87
2.	取得者の概況	87
3.	取得者の株式等の移動状況	87
第3	株主の状況	88
	[監査報告書]	90

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月29日
【会社名】	ブリッジインターナショナル株式会社
【英訳名】	BRIDGE International Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 融正
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区若林一丁目18番10号みかみビル
【電話番号】	03-5787-3030（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理統括本部長 金澤 史英
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区若林一丁目18番10号みかみビル
【電話番号】	03-5787-3030（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理統括本部長 金澤 史英
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 365,603,700円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 209,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 95,722,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	205,800（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1. 平成30年8月29日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成30年9月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売  
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による  
売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、45,800株を上限として、SMB C日興証券株式会  
社が当社株主である吉田融正（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オー  
バーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売  
出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売  
出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、平成30年8月29日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による  
売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式45,800株の新規  
発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又  
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下  
「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、取得金額70,000千円に相当  
する株式数を上限として、当社従業員の福利厚生を目的に、ブリッジグループ従業員持株会を当社が指定す  
る販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」  
に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）で  
あります。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ  
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参  
照ください。

6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【募集の方法】

平成30年9月25日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成30年9月13日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	205,800	365,603,700	197,856,120
計（総発行株式）	205,800	365,603,700	197,856,120

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、平成30年8月29日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年9月25日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,090円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は430,122,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年9月26日(水) 至 平成30年10月1日(月)	未定 (注) 4	平成30年10月2日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年9月13日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年9月25日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年9月13日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年9月25日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成30年9月25日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年10月3日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年9月14日から平成30年9月21日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 世田谷支店	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番17号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。



#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	205,800	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成30年9月13日に決定する予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年9月25日)に元引受契約を締結する予定であります。  
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
395,712,240	6,000,000	389,712,240

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,090円)を基礎として算出した見込額であります。  
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額389,712千円及び本第三者割当増資の手取概算額上限87,756千円と合わせて、手取概算額合計上限477,468千円については、以下の通り充当する予定であります。

- ① 効果的な案件発掘、案件醸成ができた話法をAIに学習させ、デジタルインサイドセールス(注1)の実現を目的としたシステム開発・構築のための資金として331,000千円(平成30年12月期:58,000千円、平成31年12月期:164,000千円、平成32年12月期:109,000千円)
- ② インサイドセールスを進化させるためのAIを活用した新規サービスの認知度向上を目的とした広告宣伝費用及び展示会出展等の費用として14,000千円(平成31年12月期:7,000千円、平成32年12月期:7,000千円)
- ③ 今後のビジネス拡大のための優秀な新規エンジニア等の人件費及び人材採用教育費として55,000千円(平成31年12月期:23,000千円、平成32年12月期:32,000千円)

なお、残額は平成30年12月期から平成32年12月期にかけて借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 1. デジタルインサイドセールスとは、電話、WEB、eメールを活用して非対面で営業を行うインサイドセールスに、AI(人工知能)を中心としたデジタルテクノロジーを取り入れ、WEBの履歴や電話でのやりとりを分析し、最適な顧客対応を推奨するなど、営業活動のさらなる効率化を支援する手法を指します。  
2. 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年9月25日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	100,000	209,000,000	東京都新宿区四谷四丁目29番地1 株式会社ミロク情報サービス 100,000株
計(総売出株式)	—	100,000	209,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,090円）で算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 9月26日(水) 至 平成30年 10月1日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売  
出価格決定日（平成30年9月25日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料  
は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機  
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を  
行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の  
(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	45,800	95,722,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	45,800	95,722,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 6に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,090円)で算出した見込額であります。

### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (1)【入札方式】

##### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 9月26日(水) 至 平成30年 10月1日(月)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、45,800株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、平成30年10月31日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成30年10月31日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年9月25日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成30年8月29日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 45,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	平成30年11月5日（月）

- （注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、平成30年9月13日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成30年9月25日に決定します。

#### 4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人である吉田融正、売出人である株式会社ミロク情報サービス、当社株主であるオリックス株式会社、株式会社愛媛銀行、荒川恵介、パーソルキャリア株式会社、宮腰渉、塩澤正枝、ブリッジグループ従業員持株会、大平善彦、佐古田雅士、熊坂憲二、金澤史英、中山晶子、山本志真、日本アイ・ビー・エム株式会社、小川浄香、堀内大輔、秋谷亮、八木敏英、栗田能志、武田航、児玉泉、横井秀彦、平田智英、今野恵子、小林香菜、中村江利子、渡部毅、猪ノ原諭、当社新株予約権者である小笹郁子、藤縄由香里、小俣左智代、山川和美、榛澤暁子、樋口朋子、齊藤由紀子、野崎治美、澤田洋子、村山美和子は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成31年3月31日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (千円)	2,074,322	2,335,958	2,420,920	2,522,195	2,785,978
経常利益 (千円)	199,987	288,449	173,083	228,353	297,127
当期純利益 (千円)	112,647	100,607	100,393	138,487	196,904
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	263,150	263,150	263,150	263,150	263,150
発行済株式総数 (株)	14,547	14,547	14,547	14,547	1,454,700
純資産額 (千円)	584,413	686,082	786,406	925,643	1,122,333
総資産額 (千円)	1,265,669	1,313,884	1,353,455	1,469,375	1,688,248
1株当たり純資産額 (円)	40,174.12	47,163.17	54,059.67	636.31	771.52
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	7,743.69	6,916.04	6,901.29	95.20	135.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.3	52.2	58.1	63.0	66.5
自己資本利益率 (%)	21.3	15.8	13.6	16.2	19.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	268,291	209,141
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△37,530	△125,490
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△88,333	2,218
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	705,982	791,851
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	319 (6)	361 (5)	392 (3)	388 (9)	395 (29)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第12期、第13期及び第14期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。

8. 第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第12期、第13期及び第14期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
9. 平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	401.74	471.63	540.60	636.31	771.52
1株当たり当期純利益金額 (円)	77.44	69.16	69.01	95.20	135.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)



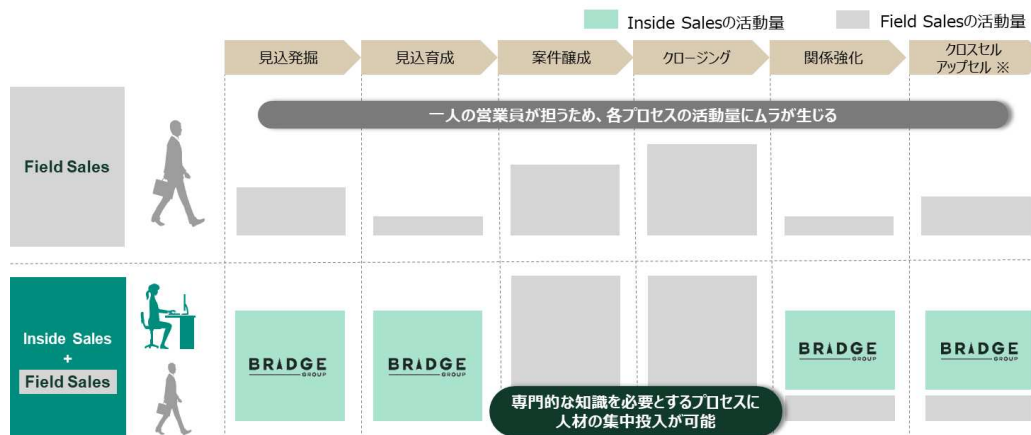
## 2 【沿革】

年月	事項
平成14年1月	東京都世田谷区駒沢において、法人営業の課題を解決する事業の運営を目的として資本金3,000万円にて当社設立
平成15年10月	本社所在地を東京都世田谷区若林に移転
平成16年12月	「BS 7799-2:2002」及び国内規格「I SMS 認証基準Ver. 2.0」を同時に取得
平成17年8月	「プライバシーマーク」認定を取得
平成19年1月	愛媛県松山市に松山事業所を開設
平成19年2月	「ISO/IEC 27001:2005/JIS Q 27001:2006」の認証を取得
平成21年6月	子会社としてネットフォーラム株式会社を設立
平成22年10月	Webサイト閲覧行動を可視化するSalesforceCRMアドオンツール「AshiAto」の販売を開始
平成23年2月	見込客の現在価値を可視化するSalesforceCRMアドオンツール「SCOBLE」の販売を開始
平成24年1月	サービス名称「セールスBPOサービス」を「インサイドセールスアウトソーシングサービス」へ変更
平成26年7月	インサイドセールスモデルの構築からPDCAサイクルの実践と改善を支援するクラウド型ソリューション「Funnel Navigator」の販売を開始
平成26年10月	インサイドセールスに関する国際規格であるPAS8401をBSIジャパンより発行
平成27年4月	子会社のネットフォーラム株式会社を吸収合併
平成27年7月	見込客育成プロセスの自動化を可能にするマーケティングオートメーション「Lead Navi」の販売を開始
平成27年11月	福岡県福岡市に福岡事業所を開設
平成28年1月	徳島県徳島市に徳島サテライトオフィスを開設
平成28年6月	徳島サテライトオフィスを拡張し、徳島事業所を開設
平成29年6月	「デジタルインサイドセールス」のサービスを開始
平成30年5月	インサイドセールス業務を支援するAIツール「SAIN」の販売を開始
平成30年6月	静岡県沼津市および大阪府大阪市にサテライトオフィスを開設

### 3 【事業の内容】

当社は、平成14年の設立以来、一貫して、B to B企業(法人を対象に商品、サービスを提供する企業)に対して「インサイドセールス」(顧客には訪問せず電話やメールを活用して営業活動を行う手法)の導入による法人営業改革の支援を実施しております。日本企業の法人営業活動は、見込客の発掘、育成から案件醸成(提案書の作成、プレゼンテーション)、成約(クロージング)活動を一人の営業担当者が属人的に全て行っている場合が多いのが実状です。そのような手法では、どこかのプロセスでボトルネックを起し、継続的な受注獲得が困難になります。当社は、この問題点に着目し、営業プロセス毎に従来の訪問型営業担当者(Field Sales)と顧客には訪問せずに電話やメールなどで営業活動をするインサイドセールス担当者(Inside Sales)とで分業を行い、Field Salesが案件醸成、クロージングプロセスに専念できる効率的で機動的な営業活動を提案し、営業改革を実現するサービスを展開しています。顧客企業は、インサイドセールスを導入することにより営業活動の生産性を向上させ、働き方改革の実現に取り組むことが可能となります。

(インサイドセールス概要・導入のイメージ)



※クロスセル：関連商品・サービスの購入を顧客に促すこと  
アップセル：より高価な上位である商品・サービスの購入を顧客に促すこと

近年、日本においても就労人口の減少や雇用の流動化などの労働環境の変化により、従来の属人的な営業手法では将来に亘って優秀な人材を確保しながら継続的に成長することが困難である、という危機感を持ち、インサイドセールスを導入する日本企業が増加傾向にあります。当社はそうした企業に対し、インサイドセールスに関わる一連のソリューションサービスを総合的に提供しております。当社はインサイドセールス事業の単一セグメントではありますが、サービス内容は次の3つに区分されます。

1つ目は、インサイドセールス導入やマーケティングオートメーション(以下「MA」)(注1)導入のコンサルティングなどの「しくみの提供」です。2つ目は、インサイドセールスの活動及びMAの運用を実行する「リソースの提供」です。3つ目は、人工知能(AI)を中心とする最新デジタルテクノロジーを活用した様々なITソリューションである「道具の提供」です。

(当社のサービス領域)

主要なサービスの一覧は、以下のとおりであります。

企業部門	マーケティング部門		セールス部門			
営業プロセス	見込客発掘 Lead Generation	見込客育成 Lead Nurturing	見込客発掘 Opportunity Creation	案件醸成 Opportunity Nurturing	提案活動 Proposal Activities	成約 Closing
事業部門	<b>しくみの提供：インサイドセールスコンサルティングサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>マーケティングオートメーション(以下、MA)導入に関わるコンサルティング</li> <li>クライアントのニーズ・現状に合わせた、営業生産性を最大化するための営業戦略立案、インサイドセールス導入モデルのデザインから業務設計</li> <li>インサイドセールスの研修やアセスメントの実施</li> </ul>					
	<b>リソースの提供：インサイドセールスアウトソーシングサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>MAツール運用の業務受託</li> <li>インサイドセールスによる営業活動の業務受託                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- セールス拠点：3事業所(松山、徳島、福岡)と沼津・大阪サテライトオフィス</li> </ul> </li> </ul>					
	<b>道具の提供：システムソリューションサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>クラウドシステム(MAツール)の構築および提供</li> <li>インサイドセールスクラウド型ソリューション「Funnel Navigator」、AI活動支援サービス「SAIN」の提供</li> <li>セールスフォースライセンスの提供(セールスフォース再販パートナー)</li> </ul>					

(1) 「しくみの提供」 インサイドセールスコンサルティングサービス

「しくみの提供」であるコンサルティングサービスは、顧客企業の営業生産性を最大化するための営業戦略立案、インサイドセールス導入モデルのデザインから業務設計を行っております。

1. インサイドセールス・コンサルティング

顧客毎にカスタマイズしたインサイドセールス導入モデルのデザイン～業務設計を行います。インサイドセールス活用の目的と成果目標、営業体制などの社内要因、そして対象市場と商材のポジションなど複数の観点からセールスモデルを構築するサービスです。

2. インサイドセールス・アセスメント／研修

既存のインサイドセールス部門のアセスメント（評価）を実施し、改善が必要な事項を整理します。またインサイドセールスの初歩的研修からアセスメント結果による改善研修、インサイドセールスを運用管理する立場の方に向けた研修に至るまで、レベルと役割に応じた研修を実施するサービスです。

3. MAコンサルティング

MAを運営するために必要な事前準備と、全体計画の設計、業務手順策定などを行います。マーケティング部門がリード（見込客）を育成するプロセスを効率化させるだけでなく、営業部門がフォローし、成約に結びつけられる仕組みづくりを考慮した、MAの最適な全体設計を支援するコンサルティングサービスです。

(2) 「リソースの提供」 インサイドセールスアウトソーシングサービス

1. インサイドセールスアウトソーシングサービス

インサイドセールスの期待成果を実現するために、当社の正社員が顧客企業のインサイドセールスとして、営業活動を実施するサービスです。電話やメールなどの非対面チャネルを通じてお客様とコミュニケーションを行うインサイドセールスは、相手の反応を非視覚的情報のみで理解する必要があり、訪問営業とは違った能力が要求されます。当社のインサイドセールスアウトソーシングサービスは、主に傾聴や共感など特有のスキル教育を受けた正社員でサービス実行するため、短期間で質の高いインサイドセールス活動を実現することができます。

同アウトソーシングサービスの役割は次の2つに区分されます。

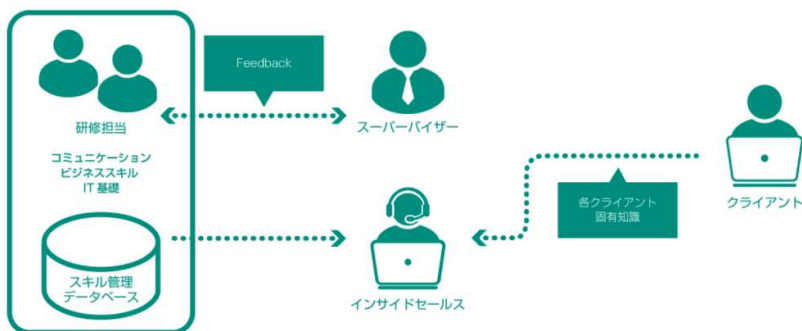
・スーパーバイザー（SV）

活動計画に基づき、インサイドセールス活動の管理、個別の活動や案件に対するアクションの指示、目標達成に向けた改善指導・スキルアップ指示など、インサイドセールスのパフォーマンスを最大限に引き出し、伸ばしていくための管理改善を行います。

・インサイドセールス（ISR）

定められたKPI（注2）に応じて、電話やメールを通じて顧客と接触します。SVと相談しながら、日々の活動計画を立て、日次レベルでKPI達成を目指した活動を行います。

（インサイドセールスアウトソーシングサービス体制図）



2. MAアウトソーシングサービス

MAを導入したくても人手が足りない、あるいは、導入したが人手が足りなくなった、という企業に対し、当該運用業務をアウトソーシングサービスで提供しています。

・MA伴走支援コンサルティング

システムを導入して終わりではなく、改善をつづけていくMAの運用をお客様とともに伴走型でより効果的な運用を支援するサービスです。効果的なリード創出に向けて、リードのライフサイクルステージの状況を把握し、課題を整理し、解決策立案を行います。

・MA運用支援サポート（リモートサポート）

定期的な業務や、簡易な設定などについて、業務範囲、頻度、作業量の相談に応じるサービスです。

### (3) 「道具の提供」システムソリューションサービス

主に企業の営業・マーケティング部門で活用される、SFA（注3）、CRM（注4）、MA分野のクラウドシステム構築サービスを提供しています。また、インサイドセールス領域のプロセスと従来の訪問型の営業プロセス、マーケティング領域プロセスをつなげる「道具」として特化した自社製品、クラウドシステムとクラウドツールやSalesforceCRM（注5）に適用する業務テンプレートを提供しています。当社は株式会社セールスフォース・ドットコムとの販売委託契約により、クラウド型プラットフォームの基盤「Force.com」を中心とした「Salesforce」ライセンスを再販することができます。また、当社が提供しているクラウドシステムである「Funnel Navigator」は株式会社セールスフォース・ドットコムとのOEM（注6）パートナー契約のもとで提供を行っております。

#### 1. MA実装支援サービス

MAの実装支援を行います。当社では顧客企業の要望にそって最適なMAツール実装の支援を行っております。自社製品については以下のとおりです。

##### ・Lead Navi（リードナビ）

SalesforceCRMアドオンツール（「Salesforce」上のアプリケーション共有サービスである「AppExchange」において利用が可能なクラウドツール）です。

「Lead Navi」は、そのリードが獲得された経緯、その後配信したメールの開封率、Webサイトの閲覧状況、展示会やセミナーへの参加状況を通じて収集されたプロフィール情報から相手の状況を仮説立て、適切なタイミングで、適切な内容のコミュニケーションを支援するMAツールです。

##### ・SCOBLE（スコブル）

見込客の現在価値を可視化するSalesforceCRMアドオンツールです。

すべての見込客に対し、同じ営業活動を実施することは、時間を要する反面、効果も薄く、決して効率的であるとは言えません。「SCOBLE」は、Salesforceに登録された見込客の属性や行動に応じて、あらかじめ条件設定した上でスコアを付与し、見込客のポテンシャル、現在価値を可視化することで、効果的で効率的な次のアクションへの計画立案をサポートします。

##### ・AshiAto（アシアト）

Webサイトの閲覧行動を可視化するSalesforceCRMのアドオンツールです。

SalesforceCRMを導入している企業のWebサイトにこのAshiAtoを導入すると、顧客および見込客が問い合わせに至るまでの経緯、「いつサイトに来訪し、どのページをみたか」をリアルタイムで把握・管理することが可能になります。

#### 2. CRM/SFA実装支援サービス

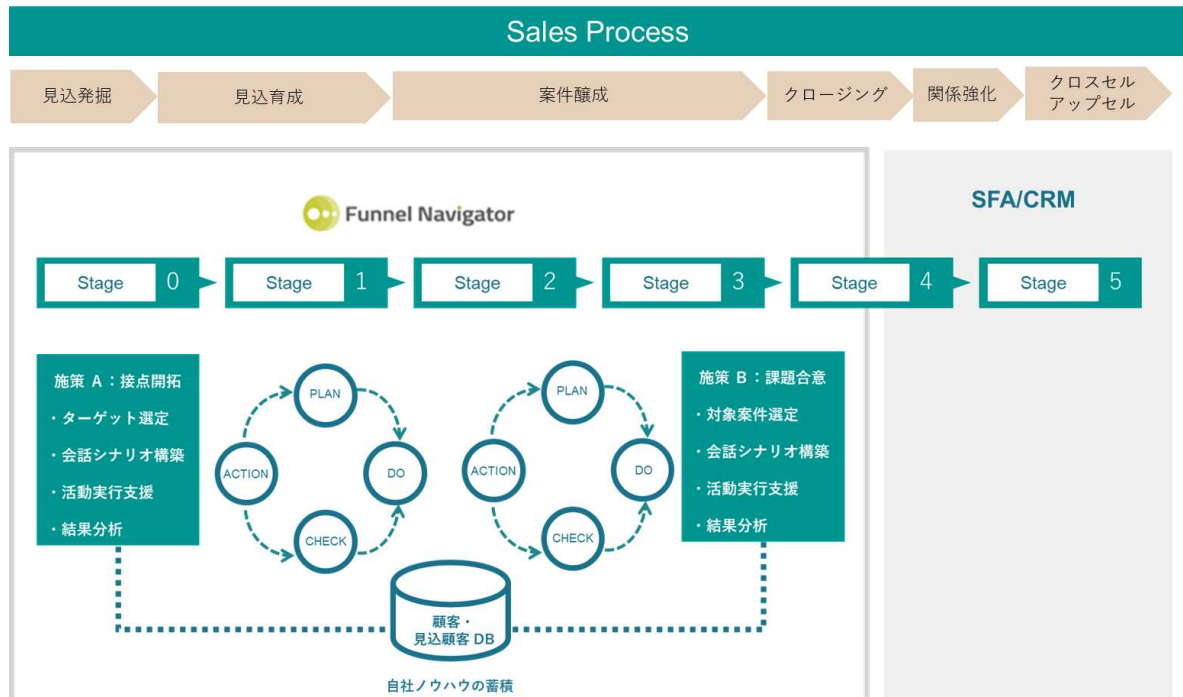
小さい初期投資と短い構築期間を実現するクラウドプラットフォーム（注7）上のシステム構築サービスを提供しています。構築時にはプロトタイプを提示しながら組上げるため、無駄な修正作業を回避できることも特徴の一つです。また構築後も、既存システムに行動を制限されることなく、状況に応じてシステムを柔軟に修正する保守サービスを提供しています。

#### 3. 営業活動支援ツール

これまでのインサイドセールス事業の実績を活かして開発した、営業現場で有効活用できるクラウドサービスを提供しています。

##### ・インサイドセールスのトータル業務支援システム「Funnel Navigator（ファネルナビゲーター）」

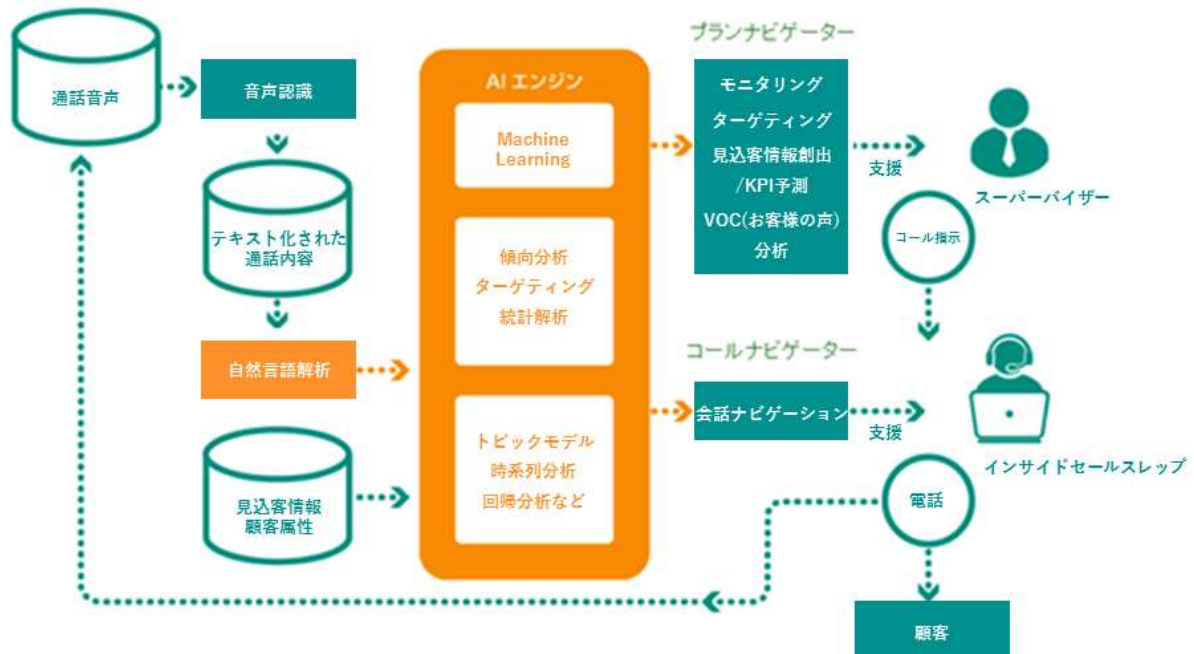
Funnel Navigatorは、インサイドセールス業務を支援するクラウドシステムです。Funnel Navigatorには、インサイドセールス実行に必要な機能が予め実装されているため、容易にインサイドセールスに取り組むことが可能となります。



・インサイドセールス営業支援AI「SAIN」

マーケティングと営業に関わるビジネス・コミュニケーションの自動化・効率化を支援するAIを活用したクラウドサービスです。インサイドセールスと顧客の会話の音声データをテキスト化し、その後自然言語処理などを実施、AIエンジンに読み込ませ、案件発掘・醸成に有効な会話をAIが学習することで、顧客の状況に応じてどのような会話を展開するべきかをナビゲートする機能が搭載されています。このナビゲート情報はインサイドセールス担当者を指導していくための情報提供にも活用することが可能であり、インサイドセールスの有効な会話（コール）の実現を支援します。また案件発掘・醸成成功事例について、当該顧客の属性情報や使用システム環境などのプロフィール情報をAIに学習させることで、どのような顧客層をターゲティングすれば商談成立の可能性が高いかのナビゲートを行うことも可能となります。

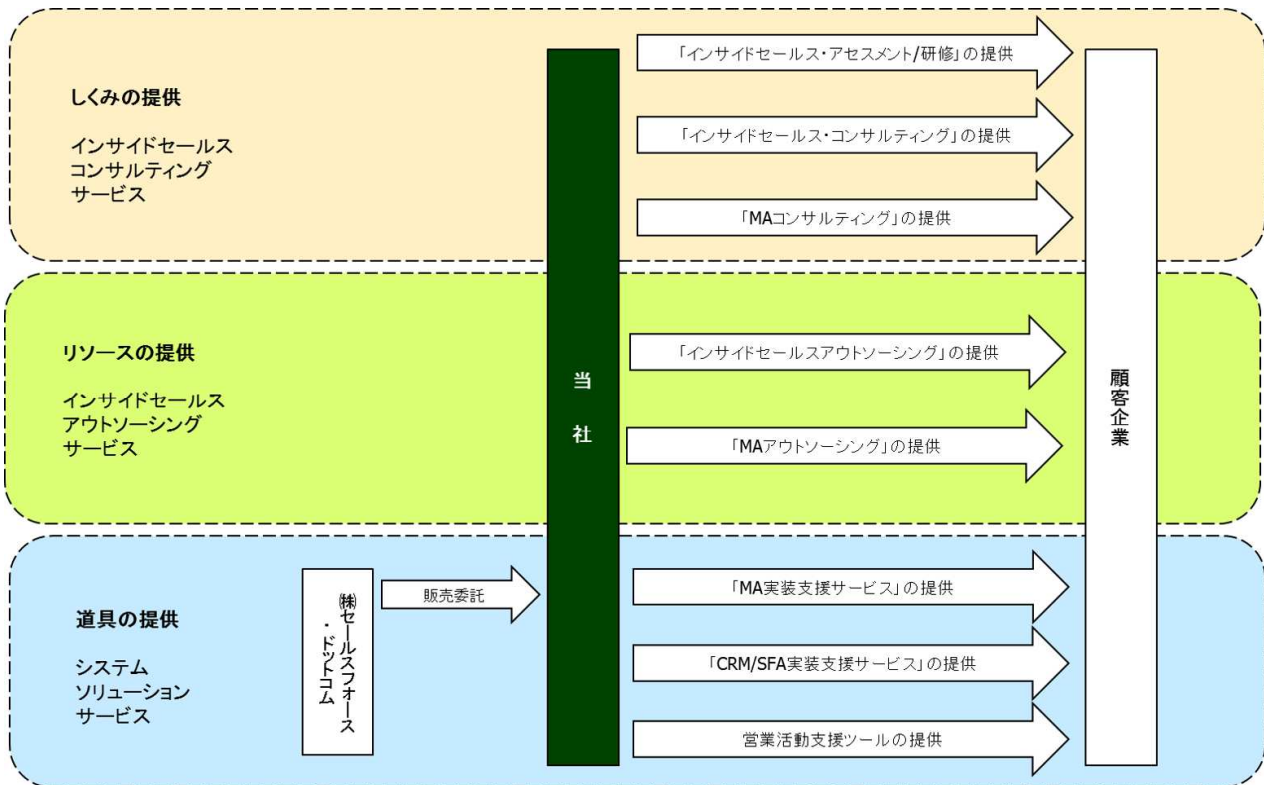
(SAIN導入イメージ図)



※ 用語解説

- (注1) MA (Marketing Automation) とは、企業のマーケティング業務を効率化するために、ウェブサイトの訪問者分析、リードスコアリング（商談に進む可能性が高い見込客を抽出する機能）、リードナーチャリング（見込客に対して興味を高め、自社の優位性をアピールする活動）、キャンペーン管理等の機能をもった情報システムを指します。
- (注2) K P I (Key Performance Indicator) とは、企業目標の達成度を評価するための主要業績評価指標を指します。
- (注3) S F A (Sales Force Automation) とは、企業で営業活動を支援して効率化させるために使用される情報システムを指します。
- (注4) CRM (Customer Relationship Management) とは、企業内でその顧客の属性やコンタクト履歴を記録・管理することにより、それぞれの顧客に応じた対応を可能にし、顧客満足度を向上させる取り組みを行うための情報システムを指します。
- (注5) SalesforceCRMとは、株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するクラウド型CRM（顧客管理）システムを指します。当社は当社独自のソリューションと組み合わせてSalesforceを活用したSaaS（インターネット経由のソフトウェア）アプリケーションを販売するVAR（Salesforceライセンス販売代理店）です。
- (注6) OEM (Original Equipment Manufacturer) とは、納入先商標による受託製造を指します。
- (注7) クラウドプラットフォームとは、ネットワーク、サーバー、ストレージ、アプリケーションサービスなどの構成可能なコンピューティングリソースがインターネットを通じて、便利かつオンデマンドで提供されるシステム基盤を指します。

[事業系統図]



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
400(34)	33.5	4.6	3,467

当社はインサイドセールス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	従業員数（人）
インサイドセールスアウトソーシングサービス	346 (34)
インサイドセールスコンサルティングサービス	6 (－)
システムソリューションサービス	23 (－)
全社（共通）	25 (－)
合計	400 (34)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおりません。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属している従業員であります。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第16期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度における世界経済は、主要国の政策動向による経済への影響が懸念されるものの、米国経済の拡大、新興国経済の持ち直しにより、引き続き緩やかな回復傾向で推移してきました。

当事業年度におけるわが国経済も企業収益の改善に向けて設備投資が進み、個人消費の持ち直し及び雇用環境が改善したこともあり、緩やかな回復基調が続きました。

当社インサイドセールス事業の主要顧客が属するIT業界は、従来の生産性改善及び業務効率化に係るシステム更新需要は引き続き増加しており、競争力強化及び戦略的事業等を推進するAIの需要は更に増加し、金融、製造、さまざまな業界へと広がっています。

このような環境の下、当社インサイドセールス事業は提供するサービスの品質を維持し、既存顧客との継続的な取引を行っております。またインサイドセールスアウトソーシングサービスについては、外資系IT企業のみならず、日本のIT企業及びIT業界以外の企業への営業活動も積極的に進めました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高2,785,978千円（前年同期比10.5%増）、営業利益294,909千円（同29.0%増）、経常利益297,127千円（同30.1%増）、当期純利益196,904千円（同42.2%増）となりました。

当社はインサイドセールス事業の単一セグメントであるため、サービス別の業績を示すと次のとおりであります。

#### ① インサイドセールスアウトソーシングサービス

インサイドセールスアウトソーシングサービスは、外資系IT企業をはじめとする主要顧客との取引を順調に維持し、また、新規顧客の開拓にも注力しました。

この結果、売上高2,453,646千円（前年同期比10.9%増）となりました。

#### ② インサイドセールスコンサルティングサービス

インサイドセールスコンサルティングサービスは、インサイドセールスの内製支援に関する販売を強化しました。

この結果、売上高88,108千円（前年同期比21.2%増）となりました。

#### ③ システムソリューションサービス

システムソリューションサービスは、Salesforceでのクラウドシステム構築、自社クラウド製品の販売を強化しました。

この結果、売上高244,223千円（前年同期比3.0%増）となりました。

第17期第2四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

当第2四半期累計期間における世界経済は、主要国の政策動向による政治・経済情勢への不確実性の高まりにより、グローバルで事業を展開する多くの企業の活動を抑制することが懸念されるものの、わが国経済は、設備投資が小幅ながらも増加に転じ、オリンピックを控えたインフラ建設などの需要の盛り上がりや、首都圏での再開発案件の増加などで景気の押し上げが期待され、緩やかな回復基調が続いております。

当社インサイドセールス事業の主要顧客のIT業界は、企業業績拡大を背景に人手不足への対応のため、システム更新需要は引き続き増加しており、金融、製造はもちろん、今後はこれまでITとは縁遠かった分野でも活用が進むと期待されます。このような環境の下、当社インサイドセールス事業は提供するサービスの品質を維持し、既存顧客との継続的な取引を行っており、生産性改善及び業務効率化を検討する新規企業からの引き合いも増えております。またインサイドセールスアウトソーシングサービスについては、既存の外資系IT企業のみならず、日本のIT企業及びIT業界以外の企業への営業活動も積極的に進めております。

その結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高1,437,936千円、営業利益168,855千円、経常利益167,672千円、四半期純利益111,872千円となりました。



(2) キャッシュ・フロー

第16期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ85,868千円増加し、当事業年度末には791,851千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は209,141千円（同22.0%減）となりました。

これは主に税引前当期純利益295,604千円、減価償却費54,854千円の増加要因があった一方で、売上債権の増加額49,820千円の減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は125,490千円（同234.4%増）となりました。

これは主に無形固定資産の取得による支出88,581千円、有形固定資産の取得による支出34,909千円の減少要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は2,218千円（前年同期は88,333千円の使用）となりました。

これは主に長期借入れによる収入80,000千円、長期借入金の返済による支出57,782千円、社債の償還による支出20,000千円によるものであります。

第17期第2四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ14,909千円減少し、当第2四半期会計期間末には776,941千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は125,097千円となりました。

これは主に、税引前四半期純利益165,677千円の増加要因があった一方で、法人税等の支払額43,684千円の減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は100,009千円となりました。

これは主に、無形固定資産の取得による支出69,111千円、有形固定資産の取得による支出22,054千円の減少要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は39,998千円となりました。

これは長期借入金の返済による支出29,998千円、社債の償還による支出10,000千円の減少要因によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社のサービス提供の実績は、販売実績とほぼ一致しておりますので、受注状況に関しては販売実績の項をご参照ください。

### (3) 販売実績

第16期事業年度及び第17期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はインサイドセールス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第16期事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第17期 第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
インサイドセールスアウトソーシングサービス	2,453,646	110.9	1,243,810
インサイドセールスコンサルティングサービス	88,108	121.2	45,554
システムソリューションサービス	244,223	103.0	148,571
合計	2,785,978	110.5	1,437,936

(注) 1. 最近2事業年度及び第17期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第15期事業年度		第16期事業年度		第17期 第2四半期累計期間	
	(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
日本マイクロソフト株式会社	897,710	35.6	753,511	27.0	183,215	12.7
東日本電信電話株式会社	—	—	335,745	12.1	163,763	11.4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 第15期事業年度における東日本電信電話株式会社の販売実績は総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載しておりません。

4. 日本マイクロソフト株式会社への販売高に関しましては、第16期より一部受注が減少しております。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

インサイドセールスのリーディングカンパニーとして、豊富なナレッジで「営業」に変革をもたらし続け、ビジネスの価値向上に貢献してまいります。

#### (2) 経営戦略等

今後の中期的な方向性としては、インサイドセールスを最新ITでデジタル化し、より高品質・高付加価値のサービスを顧客に提供することで、この分野でリーダーシップを発揮し高成長で高収益な企業にしたいと考えております。またクラウドやAIの自社ソリューションを開発・運用するなどの新規事業強化を図ってまいります。具体的な経営戦略は以下のとおりであります。

##### ① 事業概要

当社は、上記の経営方針の下、法人営業の問題を解決する一つの手法としてインサイドセールスに注目してサービスを提供しております。インサイドセールスとは実際には顧客には訪問せずに、内勤で電話やメールまたはWEBなどの様々な営業チャネルを活用し、法人営業の一部のプロセスを担当して実行する営業活動または営業担当者を意味します。従来、一人の担当者がすべての営業プロセスを担当し、また訪問で活動を行う属人的な営業モデルから、プロセス分業で、インサイドセールスで行うプロセスを取り入れるよう業務設計を行い、そのインサイドセールスの実行、そして実行するための道具であるシステム構築を提供するサービス事業を行っております。

##### ② 当社のサービスの意義：法人営業部門における働き方改革を実現する

現在日本国内において、少子化および高齢化の進行に伴い、人手不足による労働力の低下に備えた働き方改革が推進されていますが、当社は企業の法人営業部門における生産性の向上と働きやすい環境づくりをインサイドセールス事業で提供したいと考えております。当社がもたらす変革の例は以下のとおりです。

- ・属人的な訪問営業（Field Sales）をプロセス分業により、ノウハウの蓄積を促進し、売上増加が可能となる、また戦略立案が可能な組織への変革をもたらします。
- ・さまざま営業プロセスを訪問で行う＝長時間労働が前提の業務環境、営業担当者の数に依存する営業モデルを、ITテクノロジーを利用しやすい内勤で、より効果的に案件発掘・醸成を可能にすることができる業務環境を構築することにより、従来、訪問型のスタイルでは就業が困難であった地方人材、女性やシニア層を労働力に取り込むことができ、新人教育の効率化にも貢献します。

##### ③ インサイドセールスのリーディングカンパニーとしてのポジショニングとデジタルインサイドセールスへの進化を実現する

当社は、日本国内でのインサイドセールス導入・運用サービスの提供者として100社を超える支援実績があり、法人営業部門の効率化を可能にするノウハウを蓄積しています。今後は、AIの技術を取り入れ、デジタルインサイドセールスへ進化させ、より時代にあったスマートな営業スタイルの提供に取り組んでまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、売上高及び売上総利益を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題に取り組んでおります。

#### (4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりであります。

##### ① 安定的な人材確保

インサイドセールスアウトソーシングサービスにおいては、人材獲得競争の激化によりタイムリーな人材確保が困難な状況が続いております。このため、地方拠点、特に福岡事業所において中途採用活動の強化を行っております。

##### ② インサイドセールス導入および活用の啓発活動を通じた市場規模拡大への寄与

当社インサイドセールス事業は、日本において未だ成長過程にあり、インサイドセールス導入の促進のために当社はこの事業の啓発活動を行っていく必要があります。具体的に、平成26年に発足させた「インサイドセールス研究会」を定期的で開催しており、平成29年11月に第4回目開催を迎え、約250名の参加となり、今後も継続的に開催していく予定です。

③ システムの安定性確保

当社は、インターネットを活用して顧客にサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠です。そのため、安定してサービスを提供するために顧客社数の増加にあわせたサーバーの増設等の設備投資を継続的に行い、新しいシステム稼働環境を創造していくことに取り組んでおります。

④ 収益基盤の拡大

当社は、より優れた技術力及びサービスラインの更なる強化が課題の一つと考えております。そのため、市場の動向を捉えたサービス・製品を継続的に開発・導入していくことが必要であると考えております。当事業年度においては、「Funnel Navigator（インサイドセールス活動を支援するクラウド型ソリューション）」の機能（Webトラッキング機能実装）を強化し、また、インサイドセールス事業、サービスを更に強化するために平成30年5月に「SAIN（インサイドセールス営業支援AI）」の提供を開始しました。

⑤ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役監査、内部監査、会計監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図ってまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であるとされる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

##### (1) 事業経営環境に関するリスクの変化について

当社は、企業の法人営業課題に特化し各種サービスを提供しております。現在は、就業人口の減少、雇用の流動化といった労働環境の変化による顧客企業の営業やマーケティング関連への投資マインドの上昇を背景として事業を拡大しておりますが、今後国内外の経済情勢や景気動向等の理由により顧客企業の営業やマーケティング関連への投資マインドが減退するような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 主要既存取引先への依存度について

当社の既存主要取引先10社における販売実績は、売上高全体の70.0%（第16期）となっており、引き続き主要取引先への依存度が高くなっております。当社の事業拡大のためには新規事業・顧客等の獲得が必要であり、この依存度は低下していくと考えておりますが、順調に新規事業・顧客等の獲得が進まず、主要取引先において内製化や営業戦略の方針変更が起こった場合、当社との契約が更新されない等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 競合について

当社のインサイドセールスアウトソーシングサービスは、B to Bアウトバウンド市場に属しています。当社は、先行者メリットを活かし顧客数を伸長するとともに顧客のニーズに合ったサービスの開発を行うことで優位性を高めております。しかしながら、大小様々な競合が存在することから、参入障壁は著しく高いものとはいえ、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社により類似したサービスが開発され価格競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 新規サービスについて

当社は、法人営業支援を中心としたサービスの業容拡大を目的として、今後もサービスの多様化や新規サービスへの取り組みを進めていく方針です。そのため、人材の採用、教育、システム開発費等の追加的な支出が発生する場合や、サービス内容の多様化や新規サービスが計画のとおりに移行しない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 技術革新への対応について

当社のシステムソリューションサービスは、クラウド上のシステム開発市場である「クラウドS I」市場に属しております。クラウドS I市場では、新技術の開発及びそれに基づく新しいサービスの導入が頻繁に行われており、あわせて顧客のニーズも非常に変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素に対して情報の収集、蓄積、分析及び習得に取り組んでおりますが、技術革新において当社が予期しない急激な変化がありその対応が遅れた場合や、新技術に対応するために当初予定していなかったシステムへの投資が必要になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

##### (6) システムトラブルによるリスクについて

当社の各種サービスは、通信設備を通じて提供しており、サービスの保守、運用、管理は通信ネットワークに依存しております。各種サービスの安定的な提供のためのサーバー設備の増強や情報セキュリティ責任者が適切なセキュリティ手段を講じることにより外部からの不正アクセスの回避等を行っておりますが、以下のシステム障害が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ① サービス提供コンピュータシステムへの急激なアクセス増加や電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によって当該コンピュータシステム及び周辺システムがダウンした場合。
- ② コンピュータウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合。
- ③ 従業員の過誤等によって、当社の提供サービスのプログラムが書き換えられることや、重要なデータが削除された際、事態に適切に対応できずに信頼失墜や損害賠償による損失が生じた場合。

(7) 特定人物への依存について

代表取締役社長である吉田融正は、当社の創業者であり、会社経営の最高責任者として経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社の事業推進において重要な役割を果たしています。当社は、吉田融正に過度に依存しない経営体制を整備するため、取締役会における役員間の相互の情報共有や事業部制の導入による経営組織の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により吉田融正が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 人材の採用、育成について

今後の業容拡大を図る中で、各サービスにおいて人材の採用、及びその維持は不可欠であると認識しております。また日本におけるインサイドセールス経験者の数は未だ限定的であり、入社後の社内における研修実施、育成を積極的かつ継続的に進めております。しかしながら、人材獲得競争が激化し、優秀な人材の採用が困難となる場合や在職している人材の大量の社外流出が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報管理体制について

当社は、提供するサービスに関連して多数の顧客企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するために情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しておりますが、このような対策にもかかわらず重要な情報資産が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信頼の失墜、損害賠償請求の発生等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 内部管理体制について

当社は、企業価値の拡大を図るうえでコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底するために十分な体制を構築していると考えておりますが、未だ成長途上にあり、今後の事業運営及び事業拡大に対応するために、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じた場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権の侵害におけるリスクについて

当社は、会社名及び提供しているサービスの名称について商標登録申請をしております。また、第三者の知的財産権の侵害の可能性については、社内規程に基づき顧問弁護士等を通じて事前調査を行い対応しております。しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産を侵害した場合、当社への損害賠償請求やロイヤルティの支払い要求、使用差し止め請求等が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害について

当社が提供するサービスにおいて顧客の情報資産が格納されるサーバーは、日本国内において2拠点以上で管理することでリスクを分散させておりますが、データセンターやその周辺のネットワーク設備等に被害を及ぼす災害、事故等が発生し情報資産の消失又はサービスの提供が維持できない状態に至った場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 配当政策に関するリスク

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、本書提出日現在、当社は成長過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業の多角化、新規事業への取り組み等のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化に向けた投資に充当することで、さらなる業容拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(14) 新株予約権行使による株式価値希薄化に関するリスク

当社は、取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在でこれらの新株予約権による潜在株式数は181,600株であり、発行済株式総数1,454,700株の12.5%に相当しております。

(15) 瑕疵担保責任及び品質保証引当金に関するリスク

① システムの不具合について

当社は、システムソリューションのサービスを実施するためのシステムの開発・提供をしておりますが、顧客の検収後にシステムの不具合（いわゆるバグ）等が発見される場合があります。当社におきましては、品質管理の国際標準であるISO27001の認証を取得して、品質管理の徹底を図り、不具合等の発生防止に努めておりますが、それでもなお、製品に不具合等が発見された場合には、補修作業に伴う費用の増加、信用の低下、損害賠償などの要因により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

② 製品の不具合の可能性について

一般にソフトウェア製品の高度化および複雑化により、完全に不具合を解消することは不可能といわれております。そこで、顧客によるシステム運用段階で発生する不具合への対応を見込んでおりますが、想定以上の規模の不具合や当社の過失によるシステムの不具合が顧客に損害を与えた場合には、当社の信用力の低下により、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在するため、見積った数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

第16期事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

#### (資産)

流動資産は、前事業年度末に比べ154,823千円増加し1,368,953千円となりました。これは主に売上高の増加により現金及び預金が85,868千円、売掛金が49,820千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ64,049千円増加し319,295千円となりました。これは主に株式会社Phone Appliからの「連絡とれるくん」権利購入及び本社P B X (Private Branch eXchange 電話交換機)入替の設備投資により、ソフトウェアが63,843千円増加したことによるものであります。

#### (負債)

流動負債は、前事業年度末に比べ26,627千円増加し507,023千円となりました。これは主に、派遣調達費用の増加により買掛金が24,614千円増加したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べ4,444千円減少し、58,892千円となりました。これは主に、運転資金のための長期借入金が15,556千円増加した一方、社債が20,000千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

純資産は、前事業年度末に比べ196,689千円増加し1,122,333千円となりました。これは主に、当期純利益を計上したことにより利益剰余金が196,904千円増加したことによるものであります。

第17期第2四半期累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

#### (資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は1,335,781千円となり、前事業年度末に比べ33,172千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が14,909千円、その他が18,263千円減少したことによるものです。

当第2四半期会計期間末における固定資産は404,267千円となり、前事業年度末に比べ84,971千円増加いたしました。これは主に、無形固定資産が71,061千円、有形固定資産が8,099千円増加したことによるものです。

この結果、総資産は1,740,048千円となり、前事業年度末に比べ51,799千円増加いたしました。

#### (負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は470,698千円となり、前事業年度末に比べ36,324千円減少いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が16,666千円、その他が14,019千円減少したことによるものです。

当第2四半期会計期間末における固定負債は35,560千円となり、前事業年度末に比べ23,332千円減少いたしました。これは、長期借入金が13,332千円、社債が10,000千円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は、506,258千円となり、前事業年度末に比べ59,656千円減少いたしました。

#### (純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は1,233,789千円となり、前事業年度末に比べ111,455千円増加いたしました。これは主に四半期純利益を計上したことにより利益剰余金が111,872千円増加したことによるものです。



(3) 経営成績の分析

第16期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（売上高）

当事業年度の売上高は2,785,978千円となり、前事業年度に比べ263,783千円増加いたしました。これは主に、インサイドセールスアウトソーシングサービスの売上が堅調に推移したことによります。

（売上原価、売上総利益）

当事業年度の売上原価は1,964,995千円となり、前事業年度に比べ134,389千円増加いたしました。これは主に、労務費の増加によるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は820,983千円となり、前事業年度に比べ129,393千円増加いたしました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は526,073千円となり、前事業年度に比べ63,138千円増加となりました。これは主に、採用広告費22,198千円、広告宣伝費11,079千円の増加によるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は294,909千円となり、前事業年度に比べ66,255千円増加いたしました。

（営業外損益、経常利益）

当事業年度の営業外収益は5,314千円となり、前事業年度に比べ3,610千円増加となりました。これは主に、雇用助成金2,941千円の増加によるものであります。

当事業年度の営業外費用は3,097千円となり、前事業年度に比べ1,091千円増加いたしました。これは主に、上場関連費用1,800千円の増加によるものであります。

この結果、当事業年度の経常利益は297,127千円となり、前事業年度に比べ68,774千円増加いたしました。

（特別損益、当期純利益）

当事業年度の特別利益は発生せず、前事業年度に比べ増減はありません。

当事業年度の特別損失は1,522千円となり、前事業年度に比べ3,319千円減少いたしました。これは、固定資産除却損3,319千円の減少によるものであります。

この結果、当事業年度の当期純利益は196,904千円となり、前事業年度に比べ58,416千円増加いたしました。

第17期第2四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

（売上高）

当第2四半期累計期間の売上高は1,437,936千円となりました。これは、既存顧客からの継続取引及び新規顧客からの受注獲得があったことによるものです。

（売上原価、売上総利益）

当第2四半期累計期間の売上原価は1,004,138千円となりました。これは主に、労務費及び製造経費によるものであります。以上の結果、当第2四半期累計期間の売上総利益は433,798千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は264,942千円となりました。これは主に、給料及び手当等の人件費によるものであります。以上の結果、当第2四半期累計期間の営業利益は168,855千円となりました。

（営業外損益、経常利益）

当第2四半期累計期間における重要な営業外収益の発生はありません。営業外費用の主なものは、上場関連費用1,900千円であります。以上の結果、当第2四半期累計期間の経常利益は167,672千円となりました。

（特別損益、四半期純利益）

当第2四半期累計期間における特別利益の発生はありません。特別損失は、固定資産除却損の1,995千円であります。以上の結果、税引前四半期純利益は165,677千円となりました。

この結果、四半期純利益は111,872千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境の変化や組織体制の整備等、さまざまなリスク要因が当社の成長や経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は、常に新技術の動向や市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保育成し、顧客ニーズを満たす製品・サービスを提供していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因の低減を図ってまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は今後も拡大されることが予想されるIT市場において、競争優位性を確保するために、顧客企業に対して高付加価値を提供するサービスの創造に鋭意努めてまいります。また、より強固なポジションを獲得するために、開発体制及び営業体制の強化を重要な経営戦略と認識し、事業の拡大に取り組んでまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後事業を拡大し、より高品質なサービスを継続提供していくためには、経営者は「2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していく必要があることを認識しております。それらの課題に対応するため、経営者は常に市場におけるニーズや事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を認識したうえで、当社の経営資源を最適に配分し、最適な解決策を実施していく方針であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第16期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度に実施した設備投資の総額は、124,099千円であり、その主な内容は、株式会社Phone Appli「連絡とれるくん」権利購入40,000千円、本社P B X（Private Branch eXchange 電話交換機）入替に関する投資28,157千円及びS A I Nの構築27,559千円であります。

なお、当事業年度において本社P B X入替に伴い、固定資産除却損1,522千円を計上しております。また、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第17期第2四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

当第2四半期累計期間に実施した設備投資の総額は115,642千円であり、その主な内容は、福岡事業所の増床19,053千円及びS A I Nの構築73,928千円であります。

なお、当期間において福岡事業所の増床に伴い、固定資産除却損1,995千円を計上しております。また、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

（平成29年12月31日現在）

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 （人）
		建物	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 （東京都世田谷区）	オフィス設備 業務用設備	33,016	42,168	86,714	9,132	171,031	206 (27)
松山事業所 （愛媛県松山市）	オフィス設備 業務用設備	14,171	19,024	—	—	33,196	136 (1)
福岡事業所 （福岡県福岡市）	オフィス設備 業務用設備	26,957	8,608	—	—	35,565	48 (1)
徳島事業所 （徳島県徳島市）	オフィス設備	—	123	—	—	123	5 (—)

（注）1. 現在、休止中の主要な設備はありません。

2. 建物は、賃借中の建物に設置した附属設備であります。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 本社及び各事業所はすべて賃借物件であり、年間賃借料の合計（共益費を含む）は、127,758千円であります。

5. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書きしております。

6. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年7月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を勘案して策定しております。なお、重要な設備の新設は次のとおりであります。

##### （1）重要な設備の新設

事業所名 （所在地）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了年月日		完成後の増加 能力
		総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完了	
本社 （東京都世田谷区）	ソフトウェア	431,325	77,657	自己資金 及び増資資金	平成29.1	平成34.12	（注）2

（注）1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 本ソフトウェアは、「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途①」に記載されている、デジタルインサイドセールスの実現を目的としたシステム開発・構築を示しております。

4. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### （2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,454,700	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数100株であります。
計	1,454,700	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成15年2月10日定時株主総会決議及び平成15年8月11日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年7月31日）
新株予約権の数（個）	387（注）1	364（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	154,800（注）1、2、3	145,600（注）1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	125（注）3、4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年2月14日 至 平成35年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 125 資本組入額 63 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割を行う場合、その他当社が必要と判断する場合には、当社は必要と認めた株式数の調整を行う。

3. 当社は、平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株

予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 新株予約権1個の目的たる株式1株あたりの、行使に際して払込みをすべき金額（以下「払込価額」）は、125円とする。

ただし、本新株予約権発行後、当社が新株予約権の行使における1株あたりの払込価額（以下「払込価額」という）を下回る価額で新株式の発行を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は払込価額を次の算式により調整（調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。）し、これに新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他当社が必要と判断する場合には、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

5. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。
- ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある退職で取締役会の承認を得た場合には、退職後も新株予約権を行使することができるものとする。
- また、新株予約権の割当を受けた者が死亡したことにより当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を失ったときは、本項(4)に規定する契約に定める条件により、その相続人において新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (3) 平成17年2月14日から平成17年8月13日にまでに行使することができる新株予約権の数は割当数のうち40%までとし、以後半年毎に割当数の20%を追加で行使可能とする。
- よって、平成18年2月13日までに行使できる新株予約権の数は割当数のうち60%まで、平成18年8月13日までに行使できる新株予約権の数は割当数のうち80%まで、平成18年8月14日以降は割当数の全てについて行使可能とする。
- なお、上記割合を乗じたことにより新株予約権1個未満の端数が生じた場合は、端数部分を切り捨てた数を当該期間における行使可能な新株予約権の数とする。
- (4) その他の条件については、平成15年2月10日開催の定時株主総会及び平成15年8月11日開催の取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
6. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件(1)及び(4)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。

第2回新株予約権（平成15年10月20日臨時株主総会決議及び平成15年11月10日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年7月31日）
新株予約権の数（個）	2（注）1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	800（注）1、2、3	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	125（注）3、4	—
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月14日 至 平成35年1月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 125 資本組入額 63 （注）3	—
新株予約権の行使の条件	（注）5	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	—

（注）1. なお、本新株予約権につきましては、最近事業年度末から提出日の前期末である平成30年7月31日までの間に付与対象者の退職等による権利の喪失により、すべて失効しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割を行う場合、その他当社が必要と判断する場合には、当社は必要と認めた株式数の調整を行う。

3. 当社は、平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 新株予約権1個の目的たる株式1株あたりの、行使に際して払込みをすべき金額（以下「払込価額」）は、125円とする。

ただし、以下に定める場合には払込価額の調整を行う。

(1) 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、払込価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、下記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、自己株式数を処分する場合、下記算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式の数」と、「1株当たり払込金額」は「1株当たり譲渡価額」と、「新規発行前株式の時価」は「自己株式処分前の株式の時価」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これに準じ当社が必要と判断する場合には、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

5. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。  
ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある退職で取締役会の承認を得た場合には、退職後も新株予約権を行使することができるものとする。  
また、新株予約権の割当を受けた者が死亡したことにより当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を失ったときは、本項(4)に規定する契約に定める条件により、その相続人において新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (3) 平成17年11月14日から平成17年8月13日(※)にまでに行使することができる新株予約権の数は割当数のうち40%までとし、以後半年毎に割当数の20%を追加で行使可能とする。  
よって、平成18年2月13日までに行使できる新株予約権の数は割当数のうち60%まで、平成18年8月13日までに行使できる新株予約権の数は割当数のうち80%まで、平成18年8月14日以降は割当数の全てについて行使可能とする。  
なお、上記割合を乗じたことにより新株予約権1個未満の端数が生じた場合は、端数部分を切り捨てた数を当該期間における行使可能な新株予約権の数とする。  
(※) 「平成17年8月13日」については行使期間開始日前の日付となっており、適切な日付ではないものの、登記簿謄本記載事項のまま記載しております。
- (4) その他の条件については、平成15年10月20日開催の臨時株主総会及び平成15年11月10日開催の取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。
6. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。  
新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件(1)及び(4)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。

第3回新株予約権（平成17年12月14日臨時株主総会決議及び平成17年12月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数(個)	101(注)1	90(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,400(注)1、2、3	36,000(注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750(注)3、4	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年2月14日 至平成35年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割を行う場合、その他当社が必要と判断する場合には、当社は必要と認めた株式数の調整を行う。

3. 当社は、平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 新株予約権1個の目的たる株式1株あたりの、行使に際して払込みをすべき金額（以下「払込価額」）は、750円とする。

ただし、以下に定める場合には払込価額の調整を行う。

- (1) 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、払込価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、下記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、自己株式数を処分する場合、下記算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式の数」と、「1株当たり払込金額」は「1株当たり譲渡価額」と、「新規発行前株式の時価」は「自己株式処分前の株式の時価」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これに準じ当社が必要と判断する場合には、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

5. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある退職で取締役会の承認を得た場合には、退職後も新株予約権を行使することができるものとする。

また、新株予約権の割当を受けた者が死亡したことにより当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を失ったときは、本項(4)に規定する契約に定める条件により、その相続人において新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (3) 平成20年2月14日から平成20年8月13日にまでに行使することができる新株予約権の数は割当数のうち10%までとし、以後半年毎に割当数の10%を追加で行使可能とする。

よって、平成21年2月13日までに行使できる新株予約権の数は割当数のうち20%まで、平成21年8月13日までに行使できる新株予約権の数は割当数のうち30%まで、以降も同様とし、平成24年8月14日以降は割当数の全てについて行使可能とする。

なお、上記割合を乗じたことにより新株予約権1個未満の端数が生じた場合は、端数部分を切り捨てた数を当該期間における行使可能な新株予約権の数とする。ただし、いかなる場合においても、行使可能な新株予約権の数と、すでに権利行使した新株予約権の数の合計が、各新株予約権の割当を受けた者に対して割当てられた新株予約権の数を越えないものとする。

- (4) その他の条件については、平成17年12月14日開催の臨時株主総会及び平成17年12月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

6. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件(1)及び(4)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。



- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成29年7月24日 (注)	1,440,153	1,454,700	—	263,150	—	135,250

(注) 普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	4	—	—	61	66	—
所有株式数 (単元)	—	675	—	3,080	—	—	10,792	14,547	—
所有株式数の割 合 (%)	—	4.64	—	21.17	—	—	74.19	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,454,700	14,547	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら制限のな い当社における標準とな る株式であります。単元 株式数100株でありま す。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,454,700	—	—
総株主の議決権	—	14,547	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成15年2月10日定時株主総会決議及び平成15年8月11日取締役会決議）

決議年月日	平成15年8月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役4および従業員4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役4名および従業員2名となっております。

第2回新株予約権（平成15年10月20日臨時株主総会決議及び平成15年11月10日取締役会決議）

決議年月日	平成15年11月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、0名となっております。

第3回新株予約権（平成17年12月14日臨時株主総会決議及び平成17年12月14日取締役会決議）

決議年月日	平成17年12月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役1、監査役1および従業員13
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役1名、監査役1名および従業員12名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は現在成長過程にあると考えており、財務体質の強化と事業拡大のため内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の事業計画等を十分に勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。

なお、今後の配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。剰余金の配当を行う場合には、年一回の期末配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 6名 女性 2名 (役員のうち女性の比率25%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	吉田 融正	昭和33年 1月26日生	昭和58年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成5年1月 副社長補佐就任 平成6年1月 米国IBM出向 日本シーベル株式会社 設立に参画 (現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社) 平成9年2月 取締役営業本部長就任 平成14年1月 当社設立 代表取締役社長就任 現在に至る	(注) 3	632,200
取締役	専務執行役員 内部監査室 長	荒川 恵介	昭和39年 11月23日生	昭和62年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成10年2月 日本シーベル株式会社入社 (現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社) 平成14年4月 当社入社 執行役員 セールスBPO事業部長就任 平成16年3月 取締役 セールスBPO事業本部長就任 平成19年1月 取締役 サービス推進本部長就任 平成21年1月 取締役 常務執行役員 第一サービス本部長就任 平成24年4月 取締役 専務執行役員 第一サービス本部長就任 平成27年1月 取締役 専務執行役員 第三サービス本部長就任 平成30年1月 取締役 専務執行役員 人材開発室長就任 平成30年7月 取締役 専務執行役員 内部監査室長就任 現在に至る	(注) 3	40,300
取締役	常務執行役員 サービス統 括本部長	塩澤 正枝	昭和43年 10月20日生	平成2年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成12年5月 スターアルファ株式会社入社 平成14年10月 当社入社 平成17年1月 第一プロジェクト部長就任 平成21年4月 執行役員 セールス&コンサルティング本部営業部長就任 平成22年7月 執行役員 営業本部長就任 平成23年4月 執行役員 第三サービス本部長就任 平成24年4月 執行役員 松山事業所長 平成26年4月 上席執行役員 第四サービス本部長就任 平成28年4月 常務執行役員 第四サービス本部長就任 平成29年1月 常務執行役員 第一および第四サービス本部長就任 平成29年4月 取締役 常務執行役員 第一および第四サービス本部長就任 平成30年1月 取締役 常務執行役員 サービス統括本部長就任 現在に至る	(注) 3	20,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	常務執行役員 管理統括本 部長	金澤 史英	昭和46年 10月29日生	平成7年9月 株式会社エース商事入社 (現 株式会社エース電研) 平成12年5月 株式会社コンフィデンス入社 平成15年1月 当社入社 平成17年1月 人事部長就任 平成21年4月 執行役員 人事総務部長就任 平成23年7月 上席執行役員 管理本部長就任 平成26年4月 常務執行役員 管理本部長就任 平成29年4月 取締役 常務執行役員 管理本部長 就任 平成30年1月 取締役 常務執行役員 管理統括本 部長就任 現在に至る	(注) 3	6,600
取締役 (注) 1	—	岡村 典	昭和28年 3月29日生	昭和50年4月 川崎重工業株式会社入社 昭和54年9月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成5年6月 米国IBM(広報部門) 出向 平成13年11月 日本アイ・ビー・エム株式会社 理 事就任 平成19年4月 日産自動車株式会社入社 平成22年4月 ベルリッツコーポレーション入社 平成25年3月 株式会社テン・コミュニケーション ズ設立 代表取締役社長就任 現在に至る 平成25年12月 国立大学法人東京工業大学 特任教授 国際研究広報担当 現在に至る 平成29年4月 当社取締役就任 現在に至る	(注) 3	—
常勤監査役	—	大平 善彦	昭和22年 2月14日生	昭和45年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成2年1月 営業部長就任 平成10年1月 クロスインダストリー事業部長就任 平成12年1月 サービス事業本部事業企画担当就任 平成14年3月 株式会社プライムシステム入社 (現 株式会社サンライズ・テクノ ロジー) 執行役員・社長室長就任 平成14年4月 株式会社東証コンピュータシステム 出向 執行役員東証統括本部副本部長就任 平成15年10月 株式会社コスモ・サイエンティフィ ック・システム入社 (現 アクサス株式会社) 取締役営業統括本部長就任 平成17年1月 当社入社 平成17年3月 監査役就任 現在に至る	(注) 4	20,000
監査役 (注) 2	—	和田 隆志	昭和42年 4月18日生	平成5年11月 中央監査法人入所 平成12年7月 大和証券エスエムビーシー株式会 社 入社 (現 大和証券株式会社) 平成15年4月 和田公認会計士事務所設立 代表就任 現在に至る 平成28年6月 当社監査役就任 現在に至る	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 2	—	高橋 知洋	昭和56年 6月6日生	平成16年4月 株式会社朝日新聞社入社 平成23年1月 麒麟麦酒株式会社入社 平成26年7月 A Z X 総合法律事務所入所 現在に至る 平成29年4月 当社監査役就任 現在に至る	(注) 6	—
計						719,900

- (注) 1. 取締役岡村典は、社外取締役であります。
2. 監査役和田隆志、監査役高橋知洋は、社外監査役であります。
3. 平成30年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに属する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに属する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成28年6月27日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに属する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 平成29年3月30日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに属する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 当社では意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、内部監査室長荒川恵介、サービス統括本部長塩澤正枝、管理統括本部長金澤史英、営業本部長八木俊英、マーケティング&コンサルティング本部長秋谷亮及びサービス統括本部第一サービス本部長中山晶子で構成されております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、会社は社会の構成員であるとの認識に立ち、経営の透明性を確保し、株主・取引先・社員・地域社会等あらゆるステークホルダーとの信頼関係を一層強化しつつ、企業価値の向上と持続的かつ健全な成長を成し遂げ、インサイドセールスを通じて社会に貢献することがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると考えております。これらの課題に対応していくためにも、現在のコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させていくことが当社にとって望ましいと認識しております。

#### ② 企業統治の体制の概要及びその理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また内部監査室を設置し、適時に連携をとることでより企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

#### 1) 会社の機関の基本説明

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役5名（うち社外取締役1名）で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

##### ロ. 経営会議

当社の経営会議は、会社の重要な運営方針、業務方針ならびに重要な業務執行に関する事項を協議し、代表取締役社長の業務執行を補佐するために設けた機関であり、代表取締役社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成しており、週1回の定例経営会議の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時の経営会議を都度開催しております。

##### ハ. 監査役、監査役会

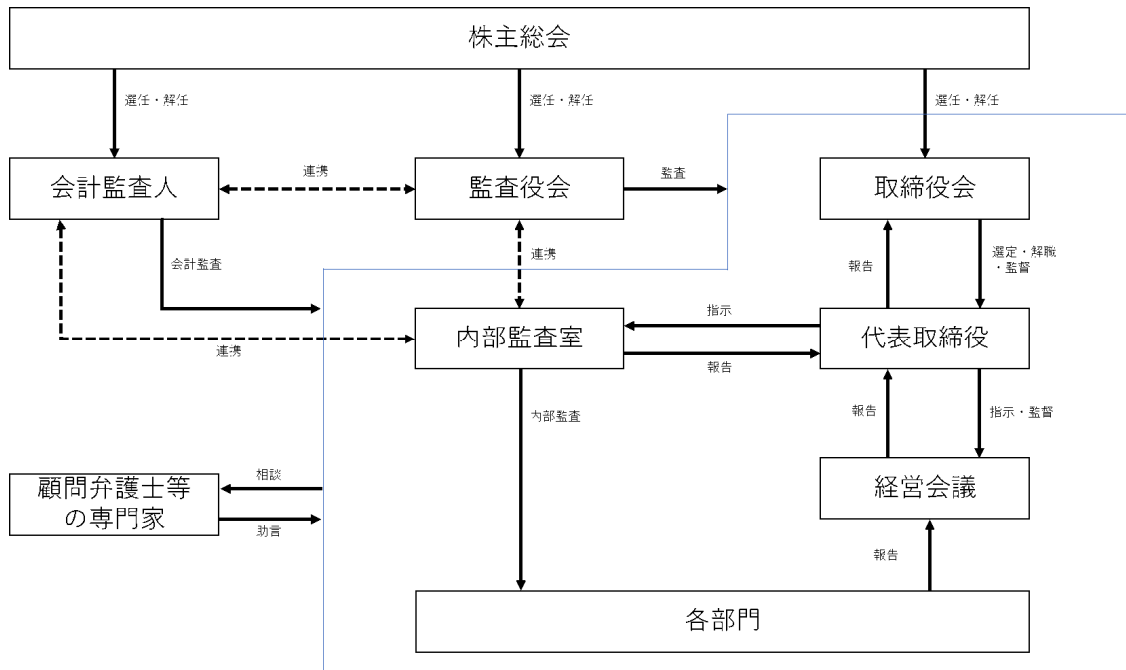
当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名（社外監査役）で構成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

##### ニ. 内部監査

当社は代表取締役社長の命を受けた内部監査室を設置しており、専任担当者1名を配置しております。年間の内部監査計画に則り各部門の監査を実施し、監査結果については内部監査担当者が内部監査報告書を作成し、代表取締役及び被監査部門の責任者に提出しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図





## 2) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りを努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための制度
  - A 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社の全役職員を対象とした行動規範としてコンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
  - B リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
  - C 社内通報等取扱規程に基づき、法令諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。
  - D 市民社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - A 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - A リスク管理規程における第2条の基本方針に基づいて、当社のリスクの低減及び発生 of 未然防止に努める。
  - B リスク管理規程に基づき、委員会、部署にてリスクを種類ごとに管理するリスク管理体制の構築及び推進を図る。
  - C 各部署のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - A 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回以上の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
  - B 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、権限、責任及び執行手続の詳細について定める。
  - C 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を2年としている。また、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の役割を分離し、それぞれの機能強化を図る。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
  - A 監査役の業務補助に専任のスタッフを配置できる。
  - B 専任のスタッフは、取締役からの指揮命令を受けない。
  - C 専任のスタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - A 取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けたものは、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - B 前項の監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
  - C 監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図る。適切な報告体制を確保するものとする。
  - D 社内通報等取扱規程に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
  - E 監査役より職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求がなされたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められなかった場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき監査を実施しております。

会計監査人との連携状況に関しては、監査役及び内部監査担当者が参加の上、三者ミーティングを定期的開催し、適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理統括本部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、「社内通報等取扱規程」に公益通報者の保護に関する規定を設け、他の社員の法律違反行為を知ったときは、速やかに人事・総務部長に通報する旨を明記し、適正な公益通報者保護の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

さらに、「リスク管理規程」を制定し、会社の経営危機に係る対策・方針及び危機に直面したときの対応について定めております。

また、日々営業の進捗度合いについて、経営企画担当の執行役員から全社員に対し報告が行われ、速やかに今後の営業目標や課題の共有が行われております。組織横断的に情報を共有し、必要に応じて取締役会への報告を含めたリスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役及び社外監査役を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、かつ経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役の岡村典氏は、企業経営や広報分野での豊富な経験と高い見識を活かして、当社の経営基盤の強化に努めております。当社との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の和田隆志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を活かして、当社の監査体制の強化に努めております。当社との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の高橋知洋氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を活かして、当社の監査体制の強化に努めております。当社との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、客観的で公平・公正な判断をなし得る人格、見識、能力を有していると会社が判断している人物を選任しております。なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 役員報酬の内容

第16期事業年度における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	57,904 (注4)	43,398	—	14,506	—	5 (注4)
監査役 (社外監査役を除く。)	3,800	3,800	—	—	—	1
社外取締役	2,250	2,250	—	—	—	1
社外監査役	2,850	2,850	—	—	—	2

- (注) 1. 役員ごとの報酬等の総額等については、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
2. 当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の協議において、各取締役の職務と責任及び実績に応じて、決定するものとしております。上記支給額のほか、使用人兼務役員(4名)に対し、使用人給与31,500千円を支給しております。
3. 監査役報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議において、決定するものとしております。
4. 報酬等の総額及び対象となる役員の員数には、平成29年8月31日付で取締役を辞任した取締役1名を含んでおります。

⑦ 会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と平成29年4月3日付で監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士は矢治博之氏及び鈴木真紀江氏であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士4名、その他7名となっております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 取締役、監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑬ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することのできる旨を定款に定めております。

⑭ 株式の保有状況等

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
1銘柄 13,470千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(最近事業年度の前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
(株)愛媛銀行	10,000	13,780	取引関係の維持・強化

(注) 平成28年10月1日付で5株から1株に株式併合を行っております。

(最近事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
(株)愛媛銀行	10,000	13,470	取引関係の維持・強化

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
9,000	—	13,650	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで、決定する方針としております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）及び当事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。  
なお、EY新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日をもって、新日本有限責任監査法人から名称変更をしております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。  
なお、EY新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日をもって、新日本有限責任監査法人から名称変更をしております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 725,982	※1 811,851
売掛金	381,244	431,064
仕掛品	2,307	8,182
貯蔵品	1,764	6,201
前払費用	34,114	35,956
繰延税金資産	65,876	64,980
その他	2,839	10,719
流動資産合計	1,214,129	1,368,953
固定資産		
有形固定資産		
建物	207,941	210,766
減価償却累計額	△124,867	△136,621
建物（純額）	83,073	74,145
工具、器具及び備品	235,463	235,176
減価償却累計額	△171,505	△165,251
工具、器具及び備品（純額）	63,958	69,925
有形固定資産合計	147,032	144,070
無形固定資産		
ソフトウェア	22,871	86,714
その他	2,291	9,132
無形固定資産合計	25,162	95,847
投資その他の資産		
投資有価証券	13,780	13,470
繰延税金資産	9,748	6,755
差入保証金	54,789	52,312
その他	4,733	6,839
投資その他の資産合計	83,051	79,378
固定資産合計	255,245	319,295
資産合計	1,469,375	1,688,248

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,337	36,952
短期借入金	20,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	53,338	60,000
1年内償還予定の社債	※1 20,000	※1 20,000
未払金	60,785	62,362
未払費用	58,683	67,034
未払法人税等	72,029	64,954
未払消費税等	32,410	30,535
賞与引当金	127,948	121,897
役員賞与引当金	11,493	14,622
前受金	7,566	518
預り金	943	6,260
前受収益	2,860	1,886
流動負債合計	480,395	507,023
固定負債		
社債	※1 30,000	※1 10,000
長期借入金	33,336	48,892
固定負債合計	63,336	58,892
負債合計	543,731	565,915
純資産の部		
株主資本		
資本金	263,150	263,150
資本剰余金		
資本準備金	135,250	135,250
資本剰余金合計	135,250	135,250
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	526,506	723,411
利益剰余金合計	526,506	723,411
株主資本合計	924,906	1,121,811
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	737	522
評価・換算差額等合計	737	522
純資産合計	925,643	1,122,333
負債純資産合計	1,469,375	1,688,248



## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間 (平成30年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	796,941
売掛金	428,609
仕掛品	3,878
貯蔵品	6,712
その他	99,640
流動資産合計	1,335,781
固定資産	
有形固定資産	152,169
無形固定資産	166,908
投資その他の資産	85,189
固定資産合計	404,267
資産合計	1,740,048
負債の部	
流動負債	
買掛金	43,509
短期借入金	20,000
1年内返済予定の長期借入金	43,334
1年内償還予定の社債	20,000
未払法人税等	64,427
賞与引当金	112,718
役員賞与引当金	6,731
品質保証引当金	5,400
その他	154,577
流動負債合計	470,698
固定負債	
長期借入金	35,560
固定負債合計	35,560
負債合計	506,258
純資産の部	
株主資本	
資本金	263,150
資本剰余金	135,250
利益剰余金	835,283
株主資本合計	1,233,683
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	105
評価・換算差額等合計	105
純資産合計	1,233,789
負債純資産合計	1,740,048

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	2,522,195	2,785,978
売上原価	1,830,605	1,964,995
売上総利益	691,589	820,983
販売費及び一般管理費	※1 462,935	※1 526,073
営業利益	228,654	294,909
営業外収益		
受取利息	53	11
受取配当金	300	300
従業員負担金	320	1,025
雇用助成金	935	3,876
その他	95	101
営業外収益合計	1,704	5,314
営業外費用		
支払利息	1,388	736
社債利息	406	270
上場関連費用	—	1,800
為替差損	—	73
その他	211	216
営業外費用合計	2,005	3,097
経常利益	228,353	297,127
特別損失		
固定資産除却損	※2 4,841	※2 1,522
特別損失合計	4,841	1,522
税引前当期純利益	223,511	295,604
法人税、住民税及び事業税	88,109	94,715
法人税等調整額	△3,085	3,983
法人税等合計	85,023	98,699
当期純利益	138,487	196,904

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	1,448,832	78.7	1,586,961	80.5
II 経費		391,396	21.3	383,908	19.5
当期総製造費用		1,840,229	100.0	1,970,870	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,082		2,307	
合計		1,841,311		1,973,177	
期末仕掛品たな卸高		2,307		8,182	
受注損失引当金戻入額		8,397		—	
当期売上原価		1,830,605		1,964,995	

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
地代家賃 (千円)	90,609	90,658
旅費交通費 (千円)	62,528	68,151
外注費 (千円)	71,884	65,883
ライセンス料 (千円)	52,092	56,482
減価償却費 (千円)	38,375	40,831

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	1,437,936
売上原価	1,004,138
売上総利益	433,798
販売費及び一般管理費	※ 264,942
営業利益	168,855
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	170
助成金収入	330
従業員負担金	621
その他	40
営業外収益合計	1,166
営業外費用	
支払利息	364
社債利息	84
上場関連費用	1,900
営業外費用合計	2,349
経常利益	167,672
特別損失	
固定資産除却損	1,995
特別損失合計	1,995
税引前四半期純利益	165,677
法人税等	53,805
四半期純利益	111,872

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	263,150	135,250	135,250	388,018	388,018	786,418
当期変動額						
当期純利益				138,487	138,487	138,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	138,487	138,487	138,487
当期末残高	263,150	135,250	135,250	526,506	526,506	924,906

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△11	△11	786,406
当期変動額			
当期純利益			138,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	749	749	749
当期変動額合計	749	749	139,236
当期末残高	737	737	925,643

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	263,150	135,250	135,250	526,506	526,506	924,906
当期変動額						
当期純利益				196,904	196,904	196,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	196,904	196,904	196,904
当期末残高	263,150	135,250	135,250	723,411	723,411	1,121,811

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	737	737	925,643
当期変動額			
当期純利益			196,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△215	△215	△215
当期変動額合計	△215	△215	196,689
当期末残高	522	522	1,122,333

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	223,511	295,604
減価償却費	54,560	54,854
敷金償却額	5,400	2,476
賞与引当金の増減額 (△は減少)	15,981	△6,050
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,182	3,129
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△8,397	—
受取利息及び受取配当金	△353	△311
支払利息	1,388	736
社債利息	406	270
固定資産除却損	4,841	1,522
売上債権の増減額 (△は増加)	3,439	△49,820
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△669	△10,312
前払費用の増減額 (△は増加)	480	△1,877
その他の資産の増減額 (△は増加)	△768	△7,982
仕入債務の増減額 (△は減少)	△855	24,110
未払金の増減額 (△は減少)	2,400	10,984
未払費用の増減額 (△は減少)	5,975	8,389
前受収益の増減額 (△は減少)	△3,136	△974
前受金の増減額 (△は減少)	△6,631	△7,048
預り金の増減額 (△は減少)	△957	5,317
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,775	△1,875
その他	483	—
小計	295,504	321,142
利息及び配当金の受取額	353	311
利息の支払額	△1,876	△1,009
法人税等の支払額	△25,690	△111,302
営業活動によるキャッシュ・フロー	268,291	209,141
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△26,678	△34,909
無形固定資産の取得による支出	△18,131	△88,581
敷金の回収による収入	10,385	—
その他	△3,106	△2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,530	△125,490
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	20,000	20,000
短期借入金の返済による支出	△20,000	△20,000
長期借入れによる収入	—	80,000
長期借入金の返済による支出	△68,333	△57,782
社債の償還による支出	△20,000	△20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△88,333	2,218
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	142,427	85,868
現金及び現金同等物の期首残高	563,555	705,982
現金及び現金同等物の期末残高	※1 705,982	※1 791,851

## 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間  
 (自 平成30年1月1日  
 至 平成30年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	165,677
減価償却費	34,487
敷金償却額	1,747
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△9,179
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,890
品質保証引当金の増減額 (△は減少)	5,400
受取利息及び受取配当金	△173
支払利息	364
社債利息	84
固定資産除却損	1,995
売上債権の増減額 (△は増加)	2,455
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,793
前払費用の増減額 (△は増加)	3,485
未収入金の増減額 (△は増加)	7,252
その他の資産の増減額 (△は増加)	2,094
仕入債務の増減額 (△は減少)	△13,022
未払金の増減額 (△は減少)	△18,615
未払費用の増減額 (△は減少)	△17,312
前受金の増減額 (△は減少)	△449
預り金の増減額 (△は減少)	813
前受収益の増減額 (△は減少)	13,218
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△7,199
小計	169,027
利息及び配当金の受取額	173
利息の支払額	△419
法人税等の支払額	△43,684
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,097
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△22,054
無形固定資産の取得による支出	△69,111
敷金の差入による支出	△8,842
投資活動によるキャッシュ・フロー	△100,009
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	20,000
短期借入金の返済による支出	△20,000
長期借入金の返済による支出	△29,998
社債の償還による支出	△10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△39,998
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△14,909
現金及び現金同等物の期首残高	791,851
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 776,941



## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては3年以内の見込販売収益に基づく償却額(残存有効期間内における均等配分額以上)を計上する方法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

システムソリューションサービス売上及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
  2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - (1) 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
    - (2) 貯蔵品  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 3～15年  
工具、器具及び備品 4～15年
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては3年以内の見込販売収益に基づく償却額（残存有効期間内における均等配分額以上）を計上する方法によっております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。
  - (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準  
システムソリューションサービス売上及び売上原価の計上基準  
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

#### (未適用の会計基準等)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

##### 1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

##### 2. 適用予定日

平成29年1月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

##### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を  
当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
定期預金	20,000千円	20,000千円
計	20,000	20,000

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
1年内償還予定の社債	20,000千円	20,000千円
社債	30,000	10,000
計	50,000	30,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9%、当事業年度7%、一般管理費に属する費用の  
おおよその割合は前事業年度91%、当事業年度93%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
給料及び手当	106,175千円	109,992千円
地代家賃	47,196	43,502
採用広告費	32,934	55,133
賞与引当金繰入額	25,946	23,874
役員賞与引当金繰入額	11,855	14,506
減価償却費	16,185	14,022
計	240,291	261,029

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
建物	1,615千円	—千円
工具、器具及び備品	3,226	1,522
計	4,841	1,522

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	14,547	—	—	14,547
合計	14,547	—	—	14,547

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回目新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第2回目新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第3回目新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	14,547	1,440,153	—	1,454,700
合計	14,547	1,440,153	—	1,454,700

(注) 1. 平成29年7月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を実施しております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,440,153株は株式分割によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回目新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第2回目新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第3回目新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	725,982千円	811,851千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△20,000	△20,000
現金及び現金同等物	705,982	791,851

(金融商品関係)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等で一時的に多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行うこともあります。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等のほとんどが1年以内の支払期日であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されています。なお、当事業年度末において、当社ではデリバティブ取引を行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は与信管理規定に従い、売掛金に係る顧客の信用リスクについて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

② 市場リスクの管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	725,982	725,982	—
(2) 売掛金	381,244	381,244	—
(3) 投資有価証券	13,780	13,780	—
資産計	1,121,007	1,121,007	—
(1) 買掛金	12,337	12,337	—
(2) 短期借入金	20,000	20,000	—
(3) 未払金	60,785	60,785	—
(4) 未払法人税等	72,029	72,029	—
(5) 未払消費税等	32,410	32,410	—
(6) 社債（1年内償還予定分を含む）	50,000	50,576	576
(7) 長期借入金（1年内返済予定分を含む）	86,674	87,891	1,217
負債計	334,237	336,031	1,794

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（1年内償還予定分を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定分を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年12月31日)
差入保証金	54,789

差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	725,982	—	—	—
売掛金	381,244	—	—	—
合計	1,107,226	—	—	—

### 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	20,000	—	—	—	—	—
社債（1年内償還予定分を含む）	20,000	20,000	10,000	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	53,338	33,336	—	—	—	—
合計	93,338	53,336	10,000	—	—	—

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等で一時的に多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行うこともあります。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等はほとんどが1年以内の支払期日であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されています。なお、当事業年度末において、当社ではデリバティブ取引を行っておりません。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規定に従い、売掛金に係る顧客の信用リスクについて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

###### ② 市場リスクの管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

###### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	811,851	811,851	—
(2) 売掛金	431,064	431,064	—
(3) 投資有価証券	13,470	13,470	—
資産計	1,256,386	1,256,386	—
(1) 買掛金	36,952	36,952	—
(2) 短期借入金	20,000	20,000	—
(3) 未払金	62,362	62,362	—
(4) 未払法人税等	64,954	64,954	—
(5) 未払消費税等	30,535	30,535	—
(6) 社債（1年内償還予定分を含む）	30,000	30,134	134
(7) 長期借入金（1年内返済予定分を含む）	108,892	108,637	△254
負債計	353,696	353,576	△119

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（1年内償還予定分を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定分を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 （単位：千円）

区分	当事業年度 (平成29年12月31日)
差入保証金	52,312

差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	811,851	—	—	—
売掛金	431,064	—	—	—
合計	1,242,916	—	—	—

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	20,000	—	—	—	—	—
社債（1年内償還予定 分を含む）	20,000	10,000	—	—	—	—
長期借入金（1年内返 済予定分を含む）	60,000	26,664	22,228	—	—	—
合計	100,000	36,664	22,228	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	13,780	12,717	1,062
合計		13,780	12,717	1,062

当事業年度（平成29年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	13,470	12,717	752
合計		13,470	12,717	752

(ストックオプション等関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 17名	当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 280,000株	普通株式 5,600株	普通株式 120,400株
付与日	平成15年8月25日	平成15年11月14日	平成17年12月26日
権利確定条件	権利行使時において当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」及び「新株予約権申込証」で定めるところによる。	権利行使時において当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」及び「新株予約権申込証」で定めるところによる。	権利行使時において当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」及び「新株予約権申込証」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません	対象期間の定めはありません	対象期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成17年2月14日 至 平成35年1月31日	自 平成17年11月14日 至 平成35年1月31日	自 平成20年2月14日 至 平成35年1月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年12月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成29年7月24日の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	177,200	800	40,400
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	177,200	800	40,400

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	125	125	750
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注）平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストックオプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式により算定しております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千元
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千元

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 17名	当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの数（注）	普通株式 280,000株	普通株式 5,600株	普通株式 120,400株
付与日	平成15年8月25日	平成15年11月14日	平成17年12月26日
権利確定条件	権利行使時において当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」及び「新株予約権申込証」で定めるところによる。	権利行使時において当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」及び「新株予約権申込証」で定めるところによる。	権利行使時において当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」及び「新株予約権申込証」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません	対象期間の定めはありません	対象期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成17年2月14日 至 平成35年1月31日	自 平成17年11月14日 至 平成35年1月31日	自 平成20年2月14日 至 平成35年1月31日

（注） 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年12月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成29年7月24日の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	177,200	800	40,400
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	22,400	—	—
未行使残	154,800	800	40,400

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	125	125	750
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストックオプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式により算定しております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	43,027千円
未払費用	13,476
減損損失	4,845
資産除去債務	5,980
減価償却超過額	5,228
未払事業所税	1,369
未払事業税	5,616
その他	2,387
繰延税金資産小計	81,929
評価性引当額	△5,980
繰延税金資産合計	75,949
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	325
繰延税金負債合計	325
繰延税金資産の純額	75,624

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
住民税均等割	0.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.3
評価性引当額	0.2
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した33.1%から平成29年1月1日から平成30年12月31日までの事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	41,862千円
未払費用	16,118
減損損失	1,523
資産除去債務	6,738
減価償却超過額	5,462
未払事業所税	1,347
未払事業税	5,410
その他	241
繰延税金資産小計	78,704
評価性引当額	△6,738
繰延税金資産合計	71,966
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	230
繰延税金負債合計	230
繰延税金資産の純額	71,735

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7
住民税均等割	0.5
評価性引当額	0.3
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4

(資産除去債務関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

当社は本社等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（平成29年12月31日）

当社は本社等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当社は、インサイドセールス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当社は、インサイドセールス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	インサイドセールス アウトソーシングサ ービス	インサイドセールス コンサルティングサ ービス	システムソリューシ ョンサービス	合計
外部顧客への売上高	2,212,404	72,698	237,092	2,522,195

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するサービス名
日本マイクロソフト株式会社	897,710	インサイドセールスアウトソーシング サービス及びシステムソリューション サービス

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	インサイドセールス アウトソーシングサ ービス	インサイドセールス コンサルティングサ ービス	システムソリューシ ョンサービス	合計
外部顧客への売上高	2,453,646	88,108	244,223	2,785,978

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するサービス名
日本マイクロソフト株式会社	753,511	インサイドセールスアウトソーシングサービス及びシステムソリューションサービス
東日本電信電話株式会社	335,745	インサイドセールスアウトソーシングサービス、インサイドセールスコンサルティングサービス及びシステムソリューションサービス

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	636.31円	771.52円
1株当たり当期純利益金額	95.20円	135.36円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益金額(千円)	138,487	196,904
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	138,487	196,904
普通株式の期中平均株式数(株)	1,454,700	1,454,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数546個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数490個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社が提供したシステムソリューションサービスにおいて、平成30年2月20日にシステムトラブルが発生しました。発生した障害の復旧及び当社が提供した他のシステムソリューションサービスの障害有無の調査につきましては平成30年5月8日に完了しており、また当該システムに関する脆弱性等の調査は平成30年9月に完了をする予定であります。

これにより、障害の復旧、他のシステムソリューションサービスの障害有無の調査、脆弱性等の調査に関する支出を翌事業年度の売上原価に9,155千円計上します。

**【注記事項】**

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
給与及び手当	59,414千円
賞与引当金繰入額	14,666
役員賞与引当金繰入額	6,281

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
現金及び預金勘定	796,941千円
預入期間が3か月を超える定期預金	20,000
現金及び現金同等物	776,941

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

当社は、インサイドセールス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	76円90銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	111,872
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	111,872
普通株式の期中平均株式数(株)	1,454,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前事業年度末から重要な 変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】  
【有価証券明細表】  
【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)愛媛銀行	10,000	13,470

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	207,941	2,824	—	210,766	136,621	11,753	74,145
工具、器具及び備品	235,463	32,463	32,750	235,176	165,251	24,974	69,925
有形固定資産計	443,405	35,288	32,750	445,942	301,872	36,728	144,070
無形固定資産							
ソフトウェア	38,054	81,969	517	119,506	32,792	18,126	86,714
その他	2,291	40,054	33,212	9,132	—	—	9,132
無形固定資産計	40,345	122,024	33,729	128,639	32,792	18,126	95,847

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具及び備品 本社におけるP B X入替 28,157千円

ソフトウェア 連絡とれるくん 40,000千円、

S A I N 21,823千円、Funnel Navigatorのバージョンアップ 10,099千円

その他

S A I Nの開発 27,559千円、Funnel Navigatorの開発 11,805千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

その他

S A I N 21,823千円、Funnel Navigator 10,099千円のソフトウェア本勘定への振替

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第5回社債	平成26年3月26日	50,000	30,000 (20,000)	0.68	担保付社債	平成31年3月26日
合計	—	50,000	30,000 (20,000)	—	—	—

(注) 1. ( ) 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	10,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	20,000	20,000	0.69	—
1年以内に返済予定の長期借入金	53,338	60,000	0.54	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	33,336	48,892	0.54	平成31年～32年
合計	106,674	128,892	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	26,664	22,228	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	127,948	121,897	127,948	—	121,897
役員賞与引当金	11,493	14,622	11,493	—	14,622

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	791,851
定期預金	20,000
合計	811,851

## ロ. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
東日本電信電話(株)	64,108
日本マイクロソフト(株)	41,156
(株)大塚商会	32,569
ヴィエムウェア(株)	31,514
レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ(株)	19,785
その他	241,930
合計	431,064

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
381,244	2,996,162	2,946,342	431,064	87.24	49.48

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
インサイドセールスアウトソーシングサービス	2,464
インサイドセールスコンサルティングサービス	594
システムソリューションサービス	5,123
合計	8,182

## ニ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
販促物品等	6,201
合計	6,201



② 流動負債  
買掛金

相手先	金額（千円）
ナレッジワークス(株)	11,031
キットアライブ(株)	5,751
オープンループパートナーズ(株)	4,030
(株)エーアイ	3,573
(株)Jストリーム	2,716
その他	9,849
合計	36,952

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1.  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  名義書換手数料  新券交付手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店  無料  —
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1  無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： <a href="http://www.bridge-g.com">http://www.bridge-g.com</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## **第四部【株式公開情報】**

### **第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】**

該当事項はありません。

### **第2【第三者割当等の概況】**

#### **1【第三者割当等による株式等の発行の内容】**

該当事項はありません。

#### **2【取得者の概況】**

該当事項はありません。

#### **3【取得者の株式等の移動状況】**

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
吉田 融正 ※1、2	東京都文京区	736,200 (104,000)	44.99 (6.36)
株式会社ミロク情報サービス ※2	東京都新宿区四谷四丁目29番1号	180,000	11.00
オリックス株式会社 ※2	東京都港区浜松町二丁目4番1号	80,000	4.89
株式会社愛媛銀行 ※2	愛媛県松山市勝山町二丁目1番	67,500	4.13
荒川 恵介 ※2、3、5	東京都品川区	62,700 (22,400)	3.83 (1.37)
パーソルキャリア株式会社 ※2	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	40,000	2.44
宮腰 渉 ※2	東京都世田谷区	38,200	2.33
塩澤 正枝 ※3、5	神奈川県横浜市西区	29,600 (8,800)	1.81 (0.54)
ブリッジグループ従業員持株会 ※2	東京都世田谷区若林一丁目18番10号 みかみビル	27,200	1.66
大平 善彦 ※4	東京都目黒区	24,000 (4,000)	1.47 (0.24)
佐古田 雅士 ※2	東京都杉並区	24,000	1.47
熊坂 憲二 ※2	東京都国立市	23,200	1.42
川上 征人	千葉県市川市	21,200	1.30
竹内 雄司	神奈川県横浜市港北区	19,500	1.19
金澤 史英 ※3、5	東京都目黒区	16,200 (9,600)	0.99 (0.59)
渡辺 博文	東京都杉並区	16,000	0.98
糸見 正憲	三重県桑名市	14,000	0.86
高橋 慎介	東京都世田谷区	12,700	0.78
谷口 晃司	東京都世田谷区	12,400	0.76
菅野 陽子	千葉県四街道市	12,000	0.73
中山 晶子 ※5	東京都世田谷区	12,000	0.73
尾花 淳	東京都渋谷区	10,400	0.64
鈴木 重昭	東京都世田谷区	10,000	0.61
杉浦 啓介	神奈川県横浜市青葉区	8,400	0.51
山本 志真 ※6	東京都武蔵野市	8,200 (3,200)	0.50 (0.19)
日本アイ・ビー・エム株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号	8,000	0.49
小笹 郁子 ※6	東京都世田谷区	7,200 (7,200)	0.44 (0.44)
藤縄 由香里 ※6	神奈川県横須賀市	7,200 (7,200)	0.44 (0.44)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
福田 宏友	神奈川県横浜市戸塚区	6,000	0.37
大西 浩之	京都府京都市下京区	5,200	0.32
小川 浄香 ※6	神奈川県川崎市高津区	5,000	0.31
堀内 大輔 ※6	愛媛県松山市	5,000	0.31
木下 希和子	埼玉県川口市	4,800	0.29
井口 和子	東京都板橋区	4,000	0.24
小畑 宗雄	神奈川県横浜市港北区	4,000	0.24
小林 幸子	神奈川県横浜市金沢区	4,000	0.24
古川 章浩	東京都武蔵野市	4,000	0.24
宮武 晴明	神奈川県逗子市	4,000	0.24
柳井 香	群馬県前橋市	4,000	0.24
秋谷 亮 ※5	東京都文京区	3,500	0.21
八木 敏英 ※5	福井県福井市	3,400 (3,200)	0.21 (0.20)
大曾根 宏司	千葉県千葉市若葉区	3,200	0.20
小俣 左智代 ※6	神奈川県川崎市宮前区	3,200 (3,200)	0.20 (0.20)
山川 和美 ※6	東京都世田谷区	3,200 (3,200)	0.20 (0.20)
飯坂 暢子	東京都文京区	2,800	0.17
加藤 礼子	神奈川県平塚市	2,800	0.17
栗田 能志 ※6	東京都世田谷区	2,500	0.15
入澤 直樹	東京都品川区	2,000	0.12
竹内 英明	東京都調布市	2,000	0.12
武田 航 ※6	千葉県市川市	2,000	0.12
その他 26名		27,700 (5,600)	1.69 (0.34)
計	—	1,636,300 (181,600)	100.00 (11.10)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
  2. 特別利害関係者等 (大株主上位10位)
  3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
  4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
  5. 当社の執行役員
  6. 当社の従業員
2. ( ) 内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。今後、当社役員、執行役員及び従業員等でなくなったこと等により、権利を喪失し、表中の潜在株式保有者数及び潜在株式数に変動する可能性があります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年8月13日

ブリッジインターナショナル株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢治 博之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真紀江 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブリッジインターナショナル株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブリッジインターナショナル株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年8月13日

ブリッジインターナショナル株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢治 博之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真紀江 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブリッジインターナショナル株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブリッジインターナショナル株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月13日

ブリッジインターナショナル株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢治 博之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているブリッジインターナショナル株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第17期事業年度の第2四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ブリッジインターナショナル株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

